

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>決算特別委員会会議録（2）</b> （15.3定）			
<b>日 時</b>	平成15年10月 6日（月）	<b>開 議</b>	午前10時00分
		<b>散 会</b>	午後 5時57分
<b>場 所</b>	第1委員会室（書類閲覧）及び第2委員会室（総括質疑）		
<b>議 題</b>	継続審査案件		
<b>出席委員</b>	前田委員長、佐々木（勝）副委員長、大橋・大畠・菊地・吹田 ・成田・小前・新谷・見楚谷・高橋・秋山 各委員		
<b>説 明 員</b>	市長、助役、収入役、木野下・久末両監査委員、教育長、水道局長、 総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港 湾・学校教育・社会教育各部長、消防長、小樽病院・監査委員両事 務局長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。  委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">             書 記           </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に大橋・菊地両委員をご指名いたします。

過日、開催されました理事会において、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定しておりますことを報告いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、さように決しました。

午前 10時01分

(秘密会)

再開 午後 2時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。それでは、共産党。

-----  
新谷委員

財政問題について

初めに、財政のことをお伺いします。

小樽市の財政難の一つに、市税収入の落込みがありますけれども、これを小樽市の財政、それで見た場合ですけれども、地方交付税の落込みが11年から始まったのを機にして、だんだん下がってきているのですけれども、11年度を起点にして、14年度で市税はどのくらい落ちているのか、教えてください。

(財政) 財政課長

市税収入は、11年度は、全体で165億500万円程度でございましたが、14年度の市税収入は、155億9,000万円でございますので、約1億5,000万円ほど減収となっております。

新谷委員

それでは、経常収支における交付税はどうですか。

(財政) 財政課長

経常収支ということでございますので、交付税にしてみれば、普通交付税の金額になります。普通交付税は、平成11年度が166億5,400万円、平成14年度が154億200万円程度でございますので、差し引いて12億5,300万円ほどの減収となっております。ただ平成14年度につきましては、平成13年度から、臨時財政対策債という制度で交付税が振りかわっておりますので、それらも兼ね合わせますと、平成14年度の臨時財政対策債16億1,700万円ほどがございますので、交付税、臨時財政対策債を合わせた数字でございますと、だいたい11年度から14年度で、3億6,400万円ほどの増となっております。

新谷委員

それは、純粹のというか、減税補てん債と臨時財政対策債ということですね。あわせて、これを除いたら、先ほどと地方交付税で22億円ぐらい落ち込んでいるということですね。それで、決算カードを出していただきました。

この決算カードでは、経常収支比率が、上が減税補てん債と臨時財政対策債を入れた分で、下が除いた分ということで出ているのですけれども、本来であれば、経常収支比率というのは、下の数字の104.8パーセント、こういうふうに出ているのだと思うのですけれども、こうした理由は、なぜそうなったのか。それで、去年は書き方が全く逆でした。この点についてお聞かせください。

(財政) 財政課長

経常収支比率は、分母に経常的一般財源を、分子に経常的経費に充当された一般財源の額を出して計算するものなのですが、減税補てん債や臨時財政対策債などは、本来、地方税や普通交付税が国の財源対策の中で振りかわりとして発行される地方債でございます、一般財源として使われるのですが、決算統計上、地方債というものは、臨時的財源ということで定義されますので、形の上では臨時財政対策債、減税補てん債は、経常一般財源にはならないわけです。ただ、平成13年度から、臨時財政対策債が導入されまして、その金額が非常に大きなものですから、これらを経常一般財源としない場合に、各都市の経常収支比率にかい離が出てきて、非常に悪くなるのですが、かい離が出てくるといことで、総務省の方も、平成13年度臨時財政対策債の導入に合わせて、臨時財政対策債、減税補てん債を含んだ額を本来の額、それを除いた額を括弧書きの参考数字ということにしていると思います。

去年の場合、この時期には、まだその方針がわかっておりませんでしたので、今までどおり、臨時財政対策債を除いた額を本来の額としていたのですが、本年度からは他都市との比較、総務省の方針などを見極めまして、臨時財政対策債を含んだ数字を経常収支比率の本来の数字としたわけでございます。

新谷委員

今の臨時財政対策債だとか、減税補てん債というのは、いずれは返さなければならないものですよね。ですから、本来の意味も、交付税とは若干違った意味合いがあるのでないかなというふうに思いますけれども、その減税補てん債と臨時財政対策債の11年度からの借入合計というのは、どのようになるのですか。また、15年度末の現在高も教えてください。

(財政) 財政課長

減税補てん債の11年度から14年度の借入額でございますが、7億8,530万円でございます。臨時財政対策債の借入額は13年と14年度分、合わせて22億9,360万円でございます。残高については、減税補てん債と臨時財政対策債とも据置き3年ございますので、この額が残高になっております。

新谷委員

決算書を見れば、だんだん増えてきているのですけれども、先ほど言いましたように、これらのお金は返していかなければならないものなのです。次は、この分は交付税で見るといようなことも言っているのですけれども、現実に地方交付税が年々下がってきている中で、これにかわるべき地方交付税というのは期待できますか。

(財政) 財政課長

地方の歳入不足は交付税で埋めるのが本来の姿かと思いますが、地方の歳入不足がだんだん増えてきておりまして、その交付税の原資になる交付税収入の伸びも、最近減っている状態でございます。そういう中で、国の方も財源として、それを交付税に振り向けるのはなかなか大変でございます、加えて交付税特会の借入金も多額になっていることから、この13年度から、今のところ臨時的な措置として、臨時財政対策債を発行するというにいたしましたわけでございます。ただその後、16年度以降、この制度を15年度までの臨時措置だからといって、急に戻すというのは、今、これからの三位一体改革の中で、どのような税財源移譲がされるかわかりませんが、今のままでいきますと、かなり難しいのではないかと、そんなふうに思っています。

新谷委員

今の自公保の、この国の政治が非常に国民いじめになっているということが感じられるのですけれども、公債費のこの比率に表れているようなことです。これがこういう減税補てん債だとか、臨時財政対策債、一時は実際に借

りられるかもしれませんが、それが公債費の負担を引き上げて、地方自治体の財政難をさらに悪化させている要因になるのではないですか。

(財政) 財政課長

国全体の交付税総額の問題とは別に、一応、臨時財政対策債、減税補てん債の元利償還金は、交付税上の基準財政需要額にはカウントされますので、そういう意味で、公債費の負担分は交付税で、形上は来ております。

新谷委員

形上ということで、先行きなかなか期待できない、そんな受止め方をしているのですけれども、それで小樽市の財政難ですけれども、「広報おたる」に連続して載せております。10月号では、14年度の状況を載せておりますけれども、この中に厳しい要因としていろいろ書いてあるのですけれども、私は非常に、予特でも言いましたけれども、市民に責任があるような、こんな書き方がされているように感じるので。14年度の状況というのは、人件費、扶助費、公債費、義務的経費と言われて、簡単には減らすことができないけれども、特に扶助費は今後も増加するということを書いてあります。予特では、15年度を聞いたのですけれども、14年度の扶助費で、市が単独で出すぞというのはいくらだったのですか。

(財政) 財政課長

第3回定例会の委員会でお示した単独の扶助費に相当する14年度の決算額でございますが、4億2,844万5,000円でございます。

新谷委員

4億3,000万円くらいですね。そうしたら、これは全体の予算の中では少ないという前提ですね。そして、市民のいろんなことを、福祉、老人のことと考えれば、これは決して多い額ではないと思いますよね。石狩湾新港の負担金よりも低いぐらいですよ。この中で、今年はふれあい見舞金や生活保護者の入院見舞金まで削減しようとしてました。私は市民に責任がないと思います。そもそもこの医療費の改悪だとか、生活保護の受給者が増えるというのが、国の今の小泉内閣の悪政のためではないですか。そういう一方で、地方交付税を大幅に減らすと、こういった中で、小樽市も後から市民に負担をかぶせるような、こういうやり方というのは本当に納得できないのですけれども、国の政治を変える以外に、今の小樽市民を守ることができないと思うのですけれども、いかがですか。これは市長に聞きます。

市長

国の政治の問題は、議論しても始まりませんけれども、要するにこういう経済状況になって、税収が国も地方も伸び悩んでいるという状況でございます。一方で、歳出の方は右肩上がりでずっと来たわけですけれども、この右肩上がりの歳出がもう限界だろうと。歳入と歳出のバランスを考えたときに、この状況はもうほうっておけないのが現状でないのかと。そういう意味で、小樽市も同様の状況でございます。先ほどございましたように、市税収入で相当落ち込んでいるわけですから、そんな中で、単独でやっている、今、扶助費的なものについても、もうそろそろ限界でないのかなと。したがって、そういうものも含めて見直しをして、歳入歳出のバランスをどうこれからとっていくかということが非常に大事でないのかなという感じがしまして、そういう意味で、今、懸命に行革に取り組んでいるという状況でございますので、この点はひとつご理解を願いたいと思います。

新谷委員

国の政治の問題を議論しても始まらないと言いますが、実際に、医療が改悪されたり、それから今の経済事情から見ると、これは国の政治のせいだと思います。

それと、借金についてですけれども、市民生活に必要な道路やごみ処理施設、学校、港湾整備など、いろいろと書いてありますけれども、それであれば、確かにこういう部分は必要な施設だと思うのですけれども、そういった一方で、過大な事業、この前も言いましたけれども、朝里ダムだとか、築港再開発、そういった事業で使った借金

も載せないと、この一方的な書き方に思うのですけれども、こういうのはこれからも載せないのですか。なぜ載せないのか、この辺についてお聞かせください。

財政部長

公債費というか、市債だとか、そういった中身についてのお尋ねだと思うのですけれども、いわゆるここには具体的なことは載せていません。今、委員もおっしゃったように、市民生活に必要なインフラ整備だとかなんかということで、相当の投資があったと。そういう意味で、今後の償還に相当重いものがあるというようなことを表現させていただいているわけで、当然、その事業につきましては、これまでも何度も議論されておりますけれども、小樽市にとっての必要性だとか、そういうことを考えて、市民の意見あるいは議会の中での議論を経て、実施してきたものでございますから、そういうものについて、一つ一つあえて載せるについては、具体的な表現はする必要はないだろうという考えでございますので、一般的には、市民生活に関係のある道路であるとか、そういったような一般整備について、かかってきましたよというような表現にとどめさせていただいたわけでございます。

新谷委員

これは税金を使って行った事業だから、問題があるのですよね。市民生活にかかわる部分というのは、確かにこうですけれども、では、この税金を使ってやらないのであれば、問題はありませんが、税金を使ってやったのですから、そこら辺もあわせて載せるべきだと思いますよ。再度伺います。

財政部長

確かにおっしゃるとおり、税金を使っていることは間違いございませんけれども、しかし、これが政策の違いということもございますから、いろいろな議論があるでしょうけれども、あえてそれについて具体的に取り上げるところまでの考えは、我々は持っていないと、こういうことでございます。

新谷委員

政策の違いと言ってしまったら、何だか小泉首相と同じような感じしますので、地方自治体の役割というのは、ちゃんと法律で決まっているのではないですか。住民の福祉の増進ということを書いてありますよね。これは何回も私、言っていますけれども、そういった意味で政策の違いと言ってしまったらそれなりですので、そこら辺この地方自治法に基づいた、そういった姿勢でやっていただきたいなと思います。

滞納繰越金について

それでは、次に、滞納繰越金の問題でお伺いします。14年度の滞納繰越金の合計は17億3,240万円、収入額は4億4,485万9,000円となっていますけれども、納税課に特別滞納整理担当を設置したということですが、どういう理由で設置したのでしょうか。

(財政) 渡辺主幹

特別滞納整理担当の業務について説明いたします。特別滞納整理担当は、本市の滞納整理の重要な課題として位置づけられております。高額滞納と市外滞納を専門に担当し、各種調査と公表の強化を図り、滞納整理を促進することを目的として設置されております。平成14年度につきましては、高額担当が滞納繰越額70万円以上の滞納者を約300件、また、市外担当は市外の滞納者、約1,600件を担当し、滞納整理に当たってきたところであります。

新谷委員

そのうち70万円以上が300件、市外ですか、1,600件。お金を納めてくれた件数というのはどれぐらいですか。

(財政) 渡辺主幹

業務の中で、高額滞納者300件の中で、完納した者が26件、市外滞納者が完納した者が511件、全体で537件、約27.7パーセントということになっております。

新谷委員

それで、滞納繰越金、固定資産税について伺いますけれども、市民税については、13年に比べて2.6パーセント収

入減ですか、それから減っておりますけれども、固定資産税は105.3パーセント、1億4,371万2,000円伸びています。これは小樽市の財政部の方で見たのですけれども、この内容はどうですか。

(財政)納税課長

固定資産税の収入額が大きく伸びているということですが、特に要因としまして、私たちは14年度に、ただいま報告ありました特別滞納整理担当の設置、それから滞納処分の強化を図るなども行い、滞納整理の促進をしてきたことによるものというふうに考えております。

新谷委員

それはわかるのですけれども、市民税は減っているのに、固定資産税がなぜこんなに増えたかということです。

(財政)納税課長

高額滞納の部分、これ特滞の方で担当しております、そういった関連の中で、いろいろ交渉、それから滞納処分強化といった中で、収納に結びついたということでございます。

新谷委員

これはOBCの13年度分の固定資産税の4期分ではないですか。

(財政)納税課長

この件につきましては、今までの各委員会でもそうなのですが、滞納者に関する件につきましては、お答えすることができませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

新谷委員

これについては、今までいろいろところで議論されてきてまして、15年の2定の予算特別委員会で、古沢委員が13年度の固定資産税の法定内期限の期日と登記簿謄本に記載されている抵当権の設定の公示の時期を比較して、市税が優先されるということで、納税課長は答えておりますけれども、こういった議論、それから今年2月の市街地活性化特別委員会で、小樽市は滞納処分として、昨年9月にOBCの所有する土地を差し押さえて、その後解放して、今年1月にOBCはパチンコ業者にあの土地を売却したということが明らかにされているわけですね。ですから、これはOBCの滞納分、4期分というふうにして見るのが妥当ではないですか。

(財政)税務長

今、本日の決算の特別委員会の中で、それから臨時議会ということで差押えをするということでございますので、私どもの方は、個々の納税者がどうのということについては、先ほど納税課長もお答えしたとおりです。

新谷委員

これ築港地区再開発に伴う市債償還額収支状況、この資料を出していますよね。一つは、2001年の10月4日、これは今年の8月5日に資料が出ているのですけれども、これにきちんと市税についての法人税がいくら、固定資産税がいくら、都市計画税がいくらというふうにちゃんと出しているのですよ。それなのに、なぜ、しかもさっきも言いましたけれども、税金を投入してOBCに直接ではないけれども、築港裁判でやってきたのですから、それをいろいろ考えないのですか。OBCの社長だって、去年の全員協議会の後に手紙を寄こして、14年度以降は5億3,000万円のうち、1期、2期目について税金を滞納していると、こう答えているのですよ。それなのに、何で言えないのですか。

財政部長

立場の違いといいますが、私ども地方公務員として、なおかつ税の担当、徴税吏員の資格もございまして。法的には、そういった内部での業務に関し知りえたものというのは、これは口外することができないわけでございます。まず、これが一つございまして。

それから、今、お話がございました、あの地区についての額につきましては、調定額として、全体の地域の中で、それぞれの名目に従って、いくらということでお示したというふうに考えてございまして。したがって、その

中で、小樽ベイシティ開発がどうかという具体的なことについては、私どもの立場としてはお答えができないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

新谷委員

なかなかお答えになっていただけませんけれども、14年度についても、数字から見ると、これは払っていないなということはわかります。それで、さっき高額の滞納者に対して、いろいろ働きかけているということでしたけれども、このOBCに対しては、今後どういうふうに動くのですか。

(財政) 渡辺主幹

今ほども財務部長から、特定のことは守秘義務の関係でお答えできないというふうにお話ししておりますけれども、高額滞納の担当といたしましては、今年度70万円以上の高額滞納者、約200件がございます。これらの高額滞納者につきましては、平成14年度からの方針同様、徹底した財産調査により、差押え可能な財産が発見されれば、直ちにこれを差し押さえ、不良債権の圧縮を図ることを基本原則という考え方で進めてまいりたいというふうに考えています。

新谷委員

その差押えなのですけれども、期間というのはどういう物差しで差押えするのですか。

(財政) 納税課長

滞納から差押えまでの期間ということでのお尋ねだと思いますが、地方税法では納期限後、20日以内に督促状を発すると。督促状発布した後、10日を過ぎますと差押可能日ということになりますので、その時点から差押えが可能とされております。一般的に、すぐ差押えということにはなりません。差押えの執行までには、交渉、それから財産等の調査など、いろいろな手続が必要となってきます。また、滞納者の状況や交渉等の経過などから、それぞれに違いがありますので、差押えに至るまでには、それに要する期間、これにつきましても、それぞれの対処によって違いがありますので、一概に何日という期限については明示することはできないということになってございます。

新谷委員

それでは、去年、市が差し押さえた件数と、納税された金額はどのぐらいになるのですか。

(財政) 納税課長

14年度中に差押えしました件数、これにつきましては、394件になっております。それで、差押えによる市税の納入と、それから充当ということですが、これは375件で1億5,229万円になっております。

新谷委員

今のお話を聞きますと、市がOBCに対して差押えしたわけですから、この中に入っていると思われま。なかなか個人のことは言えないという、これは当然のことなわけですけれども、OBCだけ特別扱いだとか、そういうことを、市民にもつまびらかにしてほしい。そういうことだったら教えていただきたいなと、そういうふうに思います。

使用料について

それでは、次に移ります。使用料について伺います。決算書の45ページに出ている使用料なのですけれども、総合福祉センターの使用料が予算書には載っていなかったのですけれども、わずか873円です。これは何の分ですか。

(福祉) 総合福祉センター館長

総合福祉センター使用料873円でございますけれども、これにつきましては、総合福祉センター内に設置してあります清涼飲料水の自動販売機、その設置場所の使用料でございます。これにつきましては、年度途中、平成15年2月1日から置かれたものでございますので、2月、3月の二月分で873円ということでございます。

新谷委員

自販機については、新聞でも報道されておりましたけれども、市民から使用料を取らないのはおかしいのではないかという、たしか手紙があったというように思っておりますけれども、それで改善されたのかなという気がしますけれども、ほかに自販機の使用料、これは備付物品という、これで表しているのですか。自販機の使用料について。

(財政) 契約管財課長

自動販売機というのは、市の財産ではないものですから、販売機自体は財産には載ってこないのです。それで、場所を貸しているということで、建物の場所とかと、そういう部分を使用許可で貸しているという形です。

新谷委員

わかりました。

係船料、入港料について

それでは、次に移ります。港湾の方なのですけれども、係船料、入港料についてお伺いします。50ページ。この使用料の中で、港湾関係がたいへん大きな減少となっているわけですが、順序逆ですけれども、係船料3,554万円というふうになっておりますが、これは新日本海フェリーの敦賀便がなくなった、この影響でしょうか。

(港湾) 港政課長

係船料の減少の原因ですけれども、フェリーの減便という部分は大きい部分がありますし、また、去年はロシア船の入港規制がございまして、この部分も若干あるというふうに考えてございます。

新谷委員

敦賀便がなくなった損失というのは、影響はどのぐらいですか。

(港湾) 港政課長

フェリーの減便による影響でございますけれども、主に入港料、係船料で多く表してございますけれども、フェリーにかかわる13年度と14年度の入港料、係船料の合計を比較いたしますと、約2,900万円の減少になってございます。

新谷委員

あわせて、苫小牧へ仕事を移さざるをえなかったというようなものもありますけれども、そういった影響についても押さえていますか。

(港湾) 港政課長

港湾施設使用料に関する影響につきましては、今、答弁したとおりでございますけれども、あとフェリー関連のトラック業者ですとか、ガソリンの販売店、それからトラック車両の整備をやっている業者の方、その他フェリーの清掃業務をやっている方など、広く影響があったと思っておりますけれども、ただ会社ごと苫小牧に拠点を移すというような流れではなく、一部トラックを苫小牧の方に回したというようなトラック業者も何社かあるように聞いておりますけれども、具体的に、数字的に、どのようなマイナスの効果があったのか、私どもでは押さえておりません。

新谷委員

入港料なのですけれども、これも税収入ということで、外航船舶と、それからそれ以外の船舶ということで、入港料の内訳を教えてください。

(港湾) 港政課長

入港料でございますけれども、内航船につきましては、総トン1トン当たり1円13銭、それから外航船につきましては、総トン数1トン当たり2円16銭というふうになってございます。



新谷委員

14年度と、それから13年度とを比較して、外航船舶とそれ以外の船舶の入港数をお知らせください。

(港湾)港政課長

入港船舶、私ども、統計上は暦年で押さえておりまして、年度で押さえておらないのですけれども、決算で係船に係る入港隻数を年度で押さえておりますので、この数字を答弁したいと思いますけれども、外航船でありますけれども、平成13年につきましては1,959隻、それから平成14年につきましては1,132隻、内航船につきましては、平成13年が1,726隻、それから平成14年が1,554隻というふうになってございます。

新谷委員

小樽港には、商船のほかに、アメリカ艦船だとか、自衛艦がたびたび入港しているわけですが、昨年1年間で入港したアメリカ艦船と自衛隊の艦船、これの数を教えてください。

(港湾)港政課長

14年度の米艦並びに自衛艦の入港実績でございますけれども、アメリカの艦船は2隻、それから自衛艦につきましては20隻の入港がございました。

新谷委員

アメリカ艦船の入港料、係船料、それと自衛艦の入港料、係船料についてお知らせください。

(港湾)港政課長

まず、米艦の入港料、係船料でございますけれども、これは直接、入港料、係船料ではなくて、後で損失補償という形で、防衛施設庁の方から払っていただく形になりますけれども、これにつきましては、去年の2隻分で、入港料が6万5,631円、それから係船料につきましては125万7,480円となっております。

次に、自衛艦につきましては、20隻ございますけれども、条例に基づきまして、入港料、係船料は、国の船舶には賦課しないということで、入港料、係船料ともかかっておりません。

新谷委員

それでは、アメリカ艦船と、それから自衛隊の給水についてはどうですか。給水料はいくらもらっているのですか。

(港湾)港政課長

給水の関係でございますけれども、自衛艦とその他の船舶という内訳で、今、とらえておりませんので、必要があれば後で調べてお話ししたいと思いますけれども、自衛艦につきましては、入港料、係船料については、減免になっておりますけれども、その積み込む水、船舶給水料、それから引き船の使用料については、賦課されているという形になってございます。その額については、今、特に算出してございませぬので、申しわけございませぬ。

新谷委員

先ほどの減免についてなのですけれども、条例を見ますと、確かに使用料の減免ということでありませぬけれども、これ条例の第18条でいいのですよね。

(港湾)港政課長

はい、けっこうです。

新谷委員

このとき、この文書では、市長は公益上、その他特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができると書いてあります。自衛艦、アメリカ艦船は、これを忠実に読みますと、アメリカの船は公益上あるいは特別の理由があると認めない。だが自衛艦は逆にそれを認めると、こういうふうにとれるのですけれども、どうなのでしょう。なぜこの自衛艦、取らないという、減免といったってゼロというふうには書いていませぬよね。どこでそれがゼロと考えているのか、ちょっとわかりませぬ。

(港湾)港政課長

先ほどの答弁は言葉足らずだったのですけれども、減免につきましては、国の船だということで減免するというのは、小樽市入港料条例というのが、小樽市港湾施設管理使用条例のほかにごさいます、この入港料条例の規則の中で、国又は公共団体が運航する船舶については減免するという形になってございますので、確かに係船料については、そういう市長の定めるものという以外にないのですけれども、係船料につきましても、自衛艦については、国の艦船だということで、入港料条例の考え方に準じて減免しているというふうになってございます。

新谷委員

私、それではおかしいと思うのですよね。アメリカの艦船も、私たちも入ってくるのに反対だけれども、防衛施設庁から損失補償料ですか、これでくれていると。自衛艦については、国のことだから全部ただというのはおかしいと思うのです。いろいろ使用料・手数料についても、今後見直すというふうに言っている中で、これをこのまま無料でいくというのは、私、本当におかしいと思いますよ。係船料も入港料に準じているというふうな扱いだと言っていますけれども、何がしかの、交付税も削減されているのですから、これぐらいは国に要望したっていいのではないですか。今まで1980年から今年3月まで、880隻の自衛艦が入港しています。これ全部ただで使用させていたのですか。もしこれを普通に來航船、これに当てはめて計算するといくらになるのですか。

(港湾)港政課長

今すぐ計算することができないのですけれども、もし必要であれば、後日今までの実績に基づいて計算したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

新谷委員

急に言ってもわからないかもしれません。では、去年の分でいくらになりますか。

(港湾)港政課長

昨年、20隻分の自衛艦の入港に伴う入港料につきましては、入港料が10万3,700円、それから係船料につきましては154万8,700円になるかと思っております。合計で165万2,000円程度だというふうに思っております。

新谷委員

いろいろ市民については細かいところまで拡充するという、こういう方針で臨むということですが、このアメリカ艦船からももらっているのですから、自衛艦もゼロということなしに、やはりもらうべきではないでしょうか。うなずいていらっしゃる、監査委員の方ですか。市長、どうですか。まず市長の裁量で、これは当然することができるのでないですか。

港湾部長

今、自衛艦の話でございすけれども、特別、市の裁量ということではございませんで、あくまでも、これ全国一律的な入港料条例というものを、港湾で定めておりまして、その基準に従って、現在、こういう状況で、自衛艦に係っては取っていないと。ただいま、自衛艦のお話ばかりでございすけれども、海上保安関係とか、それから道もそういう警備関係の船、こういう道の所管の船もあります。ですから、私どもは自衛艦を特別視するというのではなくて、すべからく国の機関、港湾の施設を守るという、港湾そのものを守るという観点、こういうことから考えれば、今の手法、方法が位置づけられている、こういうふうと考えていきたいと思っております。

新谷委員

急な災害の救助、こういうときはいいと思っておりますけれども、ここから演習に行ったりしているのではないですか。もしイラクへの派遣が決まったら、ここから出ていくということもありうるのではないですか。そういう場合は、もう守るというよりも、戦争に行くわけですから、当然お金は取るべきではないでしょうか。いや、自衛艦だけ特別にするというのは、私、どうしても納得いかないのですよ。だから、減免とは書いてあるけれども、ゼロではないのですから。災害救助とか、それ以外は、市の財政を潤すためにも、もらうべきだと思います。いかがでしょうか。

港湾部長

先ほど申しましたように、お金を取れるのが一番本当はいいのでしょうけれども、こういう全国そういう重要港湾の関係上、こういう現在の入港料の取り方、条例等が定まっておりますので、その基準にのっとって、私ども今後とも適切に対応していかなければいけない、こういうふうに考えます。

新谷委員

条例、条例ということで、何かぱっとしたお答えがありませんけれども、確かに小樽市の港で、一般の船が減ってきているということで、たいへん厳しい状況です。だから、自衛艦から取れということです。国の船だから、無料にというのは問題がある、虫がいいのではないかなということを書いて、終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

吹田委員

福祉予算の達成度について

決算にかかわって、福祉の関係で、市の方では、老人、また、障害、児童と長期の計画を組み合わせながら、毎年度予算を組み、事業を進めていらっしゃると思うのですが、14年度のこういう計画にかかわって進めたものを、計画の予算に対して、決算的にどのような数字で動いたのかということにつきまして、できれば何年前から、その動きとして計画に対する達成度という部分、事業としての達成度、金額でなくてそういう部分につきまして、老人の特養関係も含めた関係になりますけれども、今回は、前にも介護の関係につきましては少し聞いたことがありますけれども、それ以外のところの老人ということ、それから障害、それから児童にかかわって、お願いしたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

私、所管しておりますのが、小樽市の児童育成計画、エンゼルプランというもののなのですが、どういうふうに、この計画の、これについてはこれだけとかというふうにお答えしていったらよろしいのでしょうか。エンゼルプランの項目はすごくたくさんあるものですから、一般的にという形では、ちょっとお答えづらいものですから。

吹田委員

そうですね、一応、計画の中では、今年度に何を今すぐということ、つくったものがありますよね。基本的には、必要なのは動いていますけれども、それ以外に、こういう年度の中でこういうものをやりますよということがあって、それについてどのように進んでいるかということ、聞きたいのです。

(福祉) 児童家庭課長

エンゼルプランの項目に沿って、お答えをいたしますが、エンゼルプランの中では、大きな2で子育て家庭への支援対策ということで提起をしております。その中で、たいへん項目が多いのですが、事業目標を掲げているもので申し上げますと、保育所、地域活動事業、これが計画年度、平成20年度末まで11か所ということで予定しておりますが、14年度段階で、既に市内11か所の保育所で実施をしております。それから、同じく事業目標で掲げております子育て支援センター、これにつきましては、平成20年度末まで1か所という形ではありますが、14年度の段階で赤岩保育所を開設しておりますので、奥沢の支援センターとあわせて2か所開設という形になっております。そのほか、特別保育事業の関係で、産休明け、障害児保育、1次保育、それぞれ平成20年までの目標を掲げておりますが、産休明け保育についていえば、14年度で14か所、今年度また1か所増やしておりますので、15か所で産休明けを実施しております。それから、障害児保育につきましても3か所。ただ計画との関係でいいますと、1次保育に関しましては、20年度末まで2か所の目標数値を置いておりますが、現状は1か所の実施ということになります。そのほか、それぞれ推進事業、たいへん多くございますが、毎年着実に進めているというふう考えております。

吹田委員

障害の関係については、いかがですか。

(福祉)社会福祉課長

市の障害者計画につきましては、平成10年3月に作成いたしましたして、平成10年度から19年度までの10年間の目標づけをしております。大きくは、この計画は七つの大きな項目に分かれておりまして、それぞれの項目の中に、また、三つ、四つということで、中項目ございますけれども、それぞれが現状と課題、それから施策の現状、基本的方向、それから施策の目標ということで述べられておりますけれども、おおむね進ちょく状況といえますか、何年に何パーセントとかという示し方でなくて、19年度までにこれをやりましょうというような言い方でほぼ統一されております。障害者の方の増加につれまして、福祉サービス、人数あるいは経費、ともに増加しておりますけれども、例えて申し上げますと、この計画期間の中で述べております障害者の社会参加の促進という部分では、平成11年にリフトカーというものを運行させました。それから、福祉ハイヤー助成事業というのがありますけれども、拡大を図ったと。それから、身体障害者療護施設を建設するという目標づけがございまして、今、その建設、市ではございませんが、社会福祉法人が建設に向けて当たっているということで挙げられますけれども、総体的には、19年までにまだ4年ほどございまして、それぞれ掲げてあります目標を、我々努力してまいりたいというふうに思っております。14年度決算で申し上げますと、身体障害者福祉費が4億9,000万円、知的障害者の経費として13億円ほど決算しておりまして、今後、この計画を尊重し、あるいはほかの計画との整合性も図りながら、障害者計画というものを推進してまいりたいというふうに考えております。

吹田委員

老人の関係につきましては、いかがでしょうか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

高齢者の関係につきましては、平成12年3月に、12年度から16年度までの目標値を設定いたしましたして計画をしております。その中でも、高齢者福祉サービスということに関しましては、給食サービスにつきましては、平成16年度目標に対して、14年度実績で、登録者数で52パーセント程度達成してございます。それから、除雪サービスにつきましては、平成16年度目標値に対しまして、登録世帯でいきますと、65.7パーセントの達成率でございます。それから、施設サービスでございまして、特養につきましては、平成16年度までに、一応目標としては70程度予定しておりましたけれども、後志管内の圏域というものがございまして、その中で16年度までに56という枠の中で、最終的には小樽の方に整備枠というのが当たらなかったものですから、特養につきましては、16年度までの目標70につきましては、達成率はゼロということでございます。あと養護老人ホーム、軽費老人ホーム、これにつきましては、平成16年度目標達成率としては、100パーセントという状況になってございます。

吹田委員

118ページの知的障害者福祉費の中で、手をつなぐ育成会補助金とか、それから知的障害者職親会補助金とありますが、これは、簡単でいいですけれども、どのようなことに関しての補助金ですか。

(福祉)社会福祉課長

決算書の知的障害者福祉費の中の手をつなぐ育成会補助金と知的障害者職親会補助金9万円ということでのお尋ねでございますけれども、手をつなぐ育成会補助金というのは、知的障害者の方のご本人というより、ご本人をいろいろと面倒見ますご家族の方が組織している任意団体といえますか、そういうものがございます。いろいろな知的障害者の理解を深めていただく、あるいは自分たちの関連の活動をすることということで、その支援ということで補助金を差し上げております。市内の社会福祉法人が、この手をつなぐ育成会の事務局に当たっております。

それから、知的障害者職親会補助金でございますけれども、件数は、今、資料がございませんが、知的障害者の雇用をいろいろ情報なり、実際に自分が事業主である場合に、その事業に雇用者として採用するとか、あるいは

そういった理解を関係者の方にしていただくと、そういった会がございます。そういった会に、市として補助金を9万円差し上げているということでございまして、かなり前からこの補助金は支出しております。

吹田委員

福祉につきましては、今、財政の見直しを大分図っておりますけれども、これからますますこういう部分につきましては、よりきめ細かなことが必要かなと、こう思っておりますので、いろいろと計画を立てておられたものにつきましては、達成をきちんとしていただきたいなと思います。

職員の給与について

続きまして、細かな話なのですが、今、こういった決算の中で、職員の処遇の関係、今、正規にポスト替えとなった、それから嘱託とか臨時の関係ということで勤めている関係の部分でお聞きしたのですが、たいへん失礼なのですが、各市町村にそういう単価的なものをお聞きしましたら、たまたま市の何件かのそういう実績を聞かせていただいたのです。金額的には、小樽の方がずっと有利だなという感じがございまして、市のこういう臨時の方々の給料の額的なもの決め方につきまして、どのように進めていらっしゃるのか、お聞きしたいのです。

(総務)職員課長

臨時職員の給与といいますが、賃金ですけれども、基本的に、ご承知のとおり、最低賃金というものが定められておりまして、昨年までは日額何がし、月額何がしと。本年度でいえば日額がなくなりまして、時給で627円というふうになっております。過去におきまして、それをベースに基本的には最賃のアップ率を乗じて決定しています。

吹田委員

対象を絞ってしまうと、たいへん申しわけない気がしますけれども、市の保育士など、数字的にもらいましたら、何か数字をぱっと見ましたら、細かな計算はありますけれども、小樽が一番高いという、札幌よりも何か単価が高いです。たまたま恵庭市の方と、市の保育の関係の担当している方と話ししてましたら、あちらが単純といったらたいへん失礼なのですが、6,600円程度で、今度、国が今、一般職を下げますので、だから、ここで下げますよという話になりまして、小樽市はどうなっているのでしょうかということになりましたら、何かそういう意味では、今のところ小樽では最賃の関係だけの対応で、一般職の方が下がっても、そこには影響しないのですよというふうな話を聞いたのですが、この辺につきまして、これ実際に、14年度を調べておりますので、今後そういう形のもの、これからも続く形になるのかなと。

一般の職員の皆さんが下がるのはいいことではないと思いますけれども、そこでいろいろな雇用形態がありますけれども、そういうものが下がったら、少しでも皆さんが協力して何かということになるのかなという部分もあるので、この辺につきまして、市の方の、今までの形はどういうぐあいにして、そういう形になったのか、そのところが完全に分けているような感じになりますので、その辺のところ、結果的に何がそういう形で動いたのか。だから、最賃と何とか、そういう決めがどこにあったのかという問題も含めて、それから今後のそういうことにつきまして、取組につきまして、その辺のところありましたら、よろしくお願いします。

(総務)職員課長

職員につきましては、ご承知のとおり、小樽市の場合、いわゆる人事委員会というものがございませんので、国家公務員の人事院勧告に沿って、給与ベースを決定するという形になります。それから、臨時職員なのですが、例えば事務補助の臨時ということであれば6,360円、ご指摘の保育士につきましては8,370円という内訳になっています。確かに他市に比べると、若干高い部分があるのですが、先ほども委員おっしゃったように、臨時職員の賃金につきましては、小樽市内の雇用情勢といいますが、あるいは同等の職員がどの程度の仕事量かという部分で単価設定しています。ご指摘のとおり、若干高いという方です。ただ、基本的には、職員の給与費と臨時職員の賃金というのは、考え方が違うということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから後段の方ですけれども、確かに小樽市の方が、今、財政的に厳しいということで、人事院勧告とは別な削減提案という形での検討をしております。それにあわせて、当然最低賃金を下回るわけにはいかないでしょうけれども、臨時職員なり、嘱託員、その辺の単価が妥当なのかどうか、検討してまいりたいと考えています。

吹田委員

借入金利について

それと全体的な部分で、今、国なりから、一応借金をしながら、事業を進めていらっしゃる。それにかかわって、各特別会計の方でも、また、一般の部分も含めて、相当の借入れの金利、支払金利というのが発生してくるのですね。これにつきまして、何か私どもで見ますと、大変な金額が、水道にしても、それから下水道にしましても、恐らくほかの方もそうだと思うのですけれども、なっております。今、たいへん金利が安い時代ですから、こういうものにつきまして、いろいろな国のやり方、貸し方の制度もあるかもしれないけれども、この辺につきまして、金額を下げるようなことができないのかどうか、また、そういう部分につきまして、どのような努力をされているのかを、お聞きしたいと思うのですけれども。

(財政) 財政課長

確かに、小樽市の市債の借入れは膨大でございまして、その金利の負担が大きいわけですが、一つには、借入先として政府系の資金、それと金融公庫の資金、そのほかに民間の銀行とか生命保険会社からの借入れというものがございまして、民間や生命保険会社の借入れにつきましては、近年、金利が下がっておりますので、可能な限り借換えを進めて、現在はあまり高金利のものはなくなっております。

ただ公営企業金融公庫や政府資金につきましては、この段階については、一定の基準がございまして、公営企業金融公庫につきましては、この基準に合致したものにつきましては、先般も予算を補正させていただきましたが、下水道の借換えなどを行っております。また、政府系の資金につきましては、借換え制度がほとんど認められてございませんので、全国市長会なども通じて、高金利のものの借換えについて、措置されるように要望はしております。

吹田委員

ちなみに、国の方からの来ている金利の率というのは、平均でどのぐらいですか。

(財政) 財政課長

今年の3月、14年度の分を借りた分で、政府資金でいきますと1パーセントか1.2パーセント程度でございまして、高金利時代、昭和60年代から平成の初めにかけては、7.5パーセントを超えて8パーセントぐらいのものが残されているということです。

吹田委員

このようなものが現在も動いているというのが、たいへん何か一般的に考えると奇異な感じがしますもので、この辺につきまして、今、全国市長会の方で主張されているようでございまして、今後、動くかどうかにつきまして、たいへん失礼なのですけれども、市長の方からお聞きしたいと思います。

市長

過去の借金の高金利の問題は非常に問題だと思ひまして、先月も北海道財務局主催で財政懇談会というのがありまして、本省から課長が来ていましたので、その場で私も何とかせいというふうに強くお願いしました。そうしましたら、管内の他の町村長も、ああ、そうだ、そうだ、ぜひということで共鳴していましたが、これはもう共通の課題ですから、小樽ばかりではなくて、これはもう強力に要請していきたいと思っておりますけれども、国は国でいろいろな何か理屈をつけて、なかなかこれには応じないという状況で、非常に壁は厚いです。しかし、これからは何とか努力していきたいと思ひます。

吹田委員

今の件につきましては、大変な額なものですから、市民一人一人の税金を考えましたら、早急に国に抜本的な部

分を見直していただきたいなと思いますし、また、市長をはじめ、理事者の皆さん方のご努力をこれからお願いしたいと思います。

小前委員

公用車について

先月の総務常任委員会で秘書課と建築で、来年度から公用車が廃止されるという報告をいただきました。小樽市は財政困難な折、いろいろご検討いただいていることはよく存じておりますけれども、今、公用車は何台あって、運転手は何人いらっしゃるのでしょうか。

(総務)職員課長

公用車の台数ですけれども、水道局と病院を除いて、181台になります。それから、運転手の職員ですけれども、67名となっています。

小前委員

それに伴う年間経費はおいくらになりますでしょうか。

(総務)職員課長

人件費の方ですけれども、だいたい平均で年収が700万円ぐらいになっています。そのほかにいわゆる共済費というのがかかっていまして、だいたい1人800万円で約5億円ぐらいに相当します。

小前委員

土曜日、日曜日の運転手が出勤の場合は、手当が別につくと思われるのですが、土曜、日曜日に出番の多い市長や教育長は、よくハイヤーをお使いになっている場面を拝見いたしております。ここで私はむしろ通常も、運転手は民間委託がされないのか、それから公用車もできるだけ廃止して、ハイヤー使用に切り替えることはできないのか、お尋ねしたいと思います。

(総務)職員課長

先ほど職員が67名と申しあげましたけれども、その中には、例えば環境部の収集業務、それから資源物処理ということで、この運転手が約30名ほどおります。そのほかに、土木部の主に道路関係なのですけれども、維持の運転手ということで10名、今、ご指摘の通常の連絡的な運転手というのは、約20名ほどかなというふうに思っています。

ご指摘のとおり、休みあるいは夜間に運転手が出るということになると、当然その時間外ということで、先ほどおっしゃられていたとおり、その日によってはタクシーを利用したりというふうにやっています。ただ、この公用車については、今、一般職による運転とか、一部外部に回すものがないかということで検討している状態で、ご指摘のとおり、人件費だけ見ていけば多額でございますけれども、先ほど言いましたとおり、環境部なり、土木部なりにおいては、作業みたいなことを含めて業務をしているところもございまして、その部分も含めて、全体的な運転手業務については検討してまいりたいというふうに考えています。

小前委員

よろしく願いいたします。

外勤の旅費について

次に、7月だったと思いますけれども、道新に、市の職員が4時間以上外出した場合は、交通費のほかに日当が360円支払われているという旅費規定があるという記事を読みました。私は勉強不足で知らなかったのですが、これに支払われる年間費用はおいくらになりますでしょうか。

(総務)職員課長

今、ご指摘の部分ですけれども、在勤地内の日額旅費ということで、4時間以上外勤した場合、360円という支給額です。これは主に外勤職場ということで、例えば福祉部でいえば保護課、それから財政部でいえば納税課等、外

勤される職場の中で、旅行雑費というのでしょうか、外勤にかかわる経費といいますか、そういう部分を見ているものでございます。確かに、今、見直し等もありまして、検討しているのですけれども、年額の方ですけれども、保護課で年間40数万円ぐらいなので、個々に予算がついている関係で、こちらの方では全体額を掌握していないのですけれども、恐らく100十数万円ぐらいの支出かなというふうに思っております。

小前委員

今すぐでなくてもけっこうですけれども、まとめていただけませんかでしょうか。民間では交通費は出しても、市内であれば、日当は支給されていないというのが通常だと思いますけれども、他都市でもこうした条例があるのでしょうか。

(総務)職員課長

道内他都市の関係なのですけれども、細かく調べておりませんけれども、規定的にはあるだろうというふうに考えます。ただご承知のとおり、何市かにおいては、この日額旅費の部分をカットする方向で動いているというのはお聞きしております。それから、先ほどの年額の方ですけれども、可能な限り調べたいというふうに思います。

小前委員

最後、見直しを考えられないかという質問をしたかったので、ご検討をいただいているそうですので、よろしく願い申し上げます。私はこれで終わります。

-----  
成田委員

駐車場について

私の方から、駐車場の件で質問させていただきますけれども、小樽市で営業している駐車場で使用料をいただいているのは何件あるでしょうか。どの地域にありますか。

(土木)管理課長

土木部所管の駐車場ということになりますと、7か所の駐車場を持っております。

成田委員

7か所の駐車場ということは、駅前ビル、あと若竹と花園、住ノ江、桜、稲穂、駅横、それが該当ですね。

(土木)管理課長

はい、7か所。今、委員おっしゃったとおりです。

成田委員

この中で聞きたかったのが、桜の駐車場の面積と台数、月に換算してどのぐらいの台数なのか。それと若竹と対比してお願いします。

(土木)管理課長

桜の駐車場につきましては、敷地面積640平方メートル、現在21台駐車できると思います。若竹の駐車場につきましては、今現在、高架下工事中ですので、一応、契約解除していますが、それ以前につきましては、425平方メートル、49台の駐車が可能かと思います。

成田委員

広さははるかに若竹より桜の方が広いわけなのですけれども、それで台数が少ないのはどのようなしくみになっているのでしょうか。

(土木)管理課長

桜も若竹も車の置ける面積については、ほぼ同じぐらいだと思います。公園の通路とかがありますので、桜の方が出入りも含めて、道路側の方に入入りしやすいようにということで、道路部分の面積がかなりとられているかなと。若竹の駐車場につきましては、個々の1区画ごとにすぐ道路に出られるということなので、効率よくなっているの



で、台数に違いが出てきていると思います。

成田委員

桜の駐車場を見ますと、あそこ大型車両が駐車しているところですね。普通乗用車に換算しての数であれば、1台につきいくらかというものがわかるのですけれども、大型車両がとまっている駐車場と普通乗用車がとまっている駐車場の、この料金の違いというのはないのでしょうか。

(土木)管理課長

桜の駐車場は昭和59年開設ですけれども、その当時からとめていたと思いますけれども、区画の面積はどの区画もほとんど同じです。ただ、あそこは衛生化学の作業車だと思いますが、貸している部分につきましては、当然大型車になっておりますので、面積も大きいので、料金も他の料金とは違う面積になっております。

成田委員

料金、かなり違うのですか。

(土木)管理課長

6区画分の料金をいただいているということです。

成田委員

大型車両については、6台しかとめていないということですね。そして普通あと22台置かざるという部分が、大型車両を含めて22台なののでしょうか。

(土木)管理課長

6区画で4台とめていうふうに把握しております。残りは1区画ごとに1台ずつ入っていると。というのは、1区間に入る車ということだと思います。

成田委員

6区画の中に4台がとまっているということなのですか。それで理解していいですか。

(土木)管理課長

そのとおりです。

成田委員

それで、今、管理課長の方から話しされておりました事業者が、駐車場として使う場合に、特定の許可か何か必要でないかと。これは環境部にお伺いしたいのですけれども、この事業者というのは市の指定か何かを受けている業者でしょうか。

(環境)管理課長

許可の関係でいきますと、受けていると思います。

成田委員

当然、この業務に当たってのこの車両を置く場所を提供するとなった場合に、また、料金を取っているからいいのだという理解もできますけれども、公共的な駐車場を市の認可を受ける業者が使う場合に、何か弊害というのはないのでしょうか。

(環境)管理課長

車両の関係でございますけれども、私どもといたしましては、車両といいますか、車庫の関係になるかと思えますけれども、報告を受けた中でのもので許可しているということございまして、今もおっしゃられているような公共施設の駐車場をということであれば、そういう報告になっているのかなと思っているところでございます。

成田委員

この車両というのは、白ナンバーで営業できる車両なのか、青ナンバーが必要なのか、その辺、理解できないのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

(土木)管理課長

市の施設を駐車場としてお貸ししている場合は、別に市の特定の事業を契約して委託されている業者だからだめとか、遠くに住んでいる方が、そんな遠くの駐車場を使うことはだめとか、そういう決まりはないので、基本的にはあいているところは利用希望があればお貸ししていると思います。ただ、当然、駐車場でお貸して、料金をお支払いいただいていますので、車庫証明等が必要であれば、車庫証明については証明書を発行しております。

成田委員

それでしたら、どこの駐車場でも、そういう営業部門で事業者が専用に使いたいという申請があった場合には、土木の管理では出しますよということと等しいと感じるのですけれども、それでいいでしょうか。

(土木)管理課長

料金をいただいて区画を貸し与えるということですから、当然、専有になるのですけれども、今、おっしゃられているような事業を営む者が、市というか、今、土木部で所管している駐車場を使えないかといいますと、そういうことはなくて、稲穂駐車場であっても、駅横の駐車場であっても、花園の中央部の駐車場であっても、店主の方や、会社の方あるいは個人の方も混在していますが、あいている部分について貸してほしいということであれば、当然、順番にお貸ししているということでございます。

成田委員

広い駐車場でまだまだスペースがあって、貸すこともできるのであれば、どんどん受け入れても構わないと思いますけれども、ある一定の限定された駐車場の中で、こういうふうに専有させるといふか、この辺はどうなのでしょう。これ、抽選か何かでやられた方がいいのかなと思われまして、また、車庫証明を出す以上は、きちんとしたものでなければ、また、事業者としても大変なことになると思いますし、その辺は何かの線を引いた方がいいと思うのですけれども、その考え方はどのような形になっているのでしょうか。

(土木)管理課長

今、委員ご指摘のように、一般の方がたくさん要望あるのに、ある特定の大型の車を便宜を図って、駐車場として貸し与えるのはどうかというご質問かと思えます。今まで特定の業者に便宜を与えるつもりで貸していたというか、そこら辺の経過、私もじゅうぶん把握しておりませんので、昭和59年の開設ということなので、その当時、そこを駐車場としてお貸ししたときに、衛生化学という業者がその近くにあったのでないかというふうに推察するだけなので、そこら辺の詳しいところをじゅうぶん調査して、そういう地域の方のご要望で、特に、特定の市が委託しているような業者が、青空で駐車する部分のことがよくないとおっしゃるのであれば、そこら辺も含めて、どこかに、また、そこら辺はいろいろ検討しなければならないかなと思いますけれども、経過がよくわからないので、その辺、時間をかしていただきたいと思えます。

成田委員

たいへんだと思いますけれども、あそこは住宅地だし、そして商店街も、大きなスーパーも抱えています。それで、多くの方々が、今、車社会なので、車を利用する人、車を置く場所、そういうところはかなり混雑していると思いますので、多くの方が希望していることもありますので、管理課としても、その辺検討していただければと思います。私の質問、終わります。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

情報化の推進について

それでは、情報化の推進について何点か伺います。この推進をする上で、IT推進本部と、それから行政情報化

推進委員会というものを設置されたと伺っております。それぞれの体制の目的、内容、構成メンバー、これをまずお知らせください。

(企画)川堰主幹

IT推進本部会議と行政情報化伝達推進委員会、二つの点でご質問がありました。

まずIT推進本部会議の目的でございますけれども、ITを活用して市民生活の充実と産業の活性化を図り、また、行政内部の効率化を進めるため、昨年4月に設置したものであります。構成メンバーは、市長を本部長としまして、助役を副本部長の下、各部長が構成メンバーとなっております。昨年の主な審議は、新規情報化計画の策定について、三度ほどIT推進本部会議を行っております。

次に、行政情報化伝達推進委員会の目的は、地域情報化計画の策定に関しまして、行政内部の情報化について庁内各課から意見を求め、情報化に向けての諸方策を推進するため、同じく昨年4月に設置したものであります。構成メンバーには、主に各課の庶務担当課長をもって充てております。昨年は5回ほど審議してございます。

高橋委員

それで、今の行政情報化推進委員会のこれは委員長というのでしょうか、中心者の方はどなたなのか。それから、この二つの体制の相互関係、これはどのようになっているのか、お知らせください。

(企画)川堰主幹

委員会の委員長ですけれども、委員長は企画部の次長をもって充てることにしてございます。

それで、情報化計画と推進本部会議との関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、情報化計画、15年の3月にできたものですけれども、この策定に当たりまして、昨年立ち上げたものですから、細かな庁内での連絡等を情報化計画推進委員会で行いまして、最終的にはIT推進本部会議でまとめたものでございます。

高橋委員

これは地域情報化計画だけのためにつくられた組織ではないですよ。あくまでも行政の情報化を推進する上でつくられたというふうに、私は解釈しておりますけれども、それはいかがですか。

(企画)川堰主幹

情報化計画推進委員会に絞って申し上げますと、一つは、地域情報化計画の策定ということになりますし、もう一つは、地域の情報化に対する事項を幅広く情報交換ですとか、情報収集を行うためにつくられたものというふうに認識しております。

高橋委員

それで、行政の情報化を推進するという観点からいいますと、どちらの体制が主体的にといいますか、実務的に進めているというふうに考えたらよろしいですか。

(総務)情報システム課長

これらは行政情報化推進委員会、この中で行政の情報化という方向性を定めまして、その中で、現在、情報システム課の方で、これらの行政情報化のインフラとなる庁内LANの整備を、平成13年度から3年計画で進めているところということで、その意味におきましては、実際の情報化のどの部分で、こういったところから手をかけていくということに関しては、情報システム課の方で担当しているということになるかと考えています。

高橋委員

では、行政の情報化についての実務は、情報システム課であるというふうにとらえてよろしいですか。

(総務)情報システム課長

その時々に応じまして、必要な部署でやっていく、そういう中で、今、基本的な業務の電子計算化と。行政の情報化ですと、そういう既存の業務とかかわりが非常にあるわけですから、そこを担当しています情報システム課、その方からまずしていく、その中で今後、いろいろな場面で変わってくることもあろうかというふうにも考えてい

ます。

高橋委員

この行政の中の計画的にこれから進めていく上で、情報システム課だけでできるものなのかというのも、私は聞きたいのですが、この点はいかがですか。

(総務)情報システム課長

委員、ご指摘のとおり、行政の情報化、市役所の仕事すべて、市民に対するフロントオフィスと呼ばれている部分、それからそれらを支えている内部事務、バックオフィスと言われている部分、それらの事務をITという技術を使って、電子自治体ということを実現していこうというのが行政の情報化というふうに考えております。その中では、すべての業務部門にかかわってくることとなりますので、それらの事業化のときにおきまして、それぞれ連携をとって進めていくものというふうに考えております。

高橋委員

それで、行政情報化推進委員会が、私はその役目なのかなというふうに思っていたのですが、この点は認識が違いますか。

(企画)川堰主幹

委員のお考えのとおり、そういった意味での行政情報化推進委員会というのは、そういった役割を担うものだというふうに思っております。

高橋委員

それでは、先ほど出ました庁内LANについて、何点かお聞きをしたいと思います。庁内LANに、今、接続されているパソコンの台数、これは何台になりますか。

(総務)情報システム課長

庁内LANに接続していますパソコンの数、平成14年度末、15年3月末現在で約800台ほどつながっております。それから、今年度も推進事業の中で、100台弱のパソコンを購入することになるかと思っておりますので、それらが接続されますと、900台ほどというふうになるかと思っております。

高橋委員

庁内LANを使って、行政の情報化に必要な台数というのは、何台くらいというふうに考えていますか。

(総務)情報システム課長

この件に関しては、以前の代表質問等でもご質問いただきまして、事務職員だいたい1,009人ほど、いろいろな職員がいろいろな仕事をしておりますけれども、パソコンを必要としている職員という中でいくと、最大で1,100人くらいというふうに見積もっておりますけれども、今、ここ1年ぐらいの間でというか、今、本当に必要としているという段階でいくと、1,000台を切ってもいいのではないかなというふうに考えていますので、本年度整備が終了しました900台という中では、必要な職員1人1台にほとんど近い状態というふうに考えております。

高橋委員

順調に整備をされているということですね。それで、この庁内LANのシステムですけれども、名前がクールズというのですか、これがもう始動されているわけですけれども、これはいつから運用をされているのですか。

(総務)情報システム課長

委員、今、おっしゃいましたクールズと呼ばれているのは、庁内LANの中に設置されております庁内LAN専用のホームページ、そのホームページの名前を、City Otaru Office LAN System、その頭文字をとりまして、クールズというふう呼んでおります。その中に、いろいろな情報発信ということで進めております。庁内LAN整備全体としては、そのほかにメールシステム、通常のメール、これでインターネットの世界内・外にメールを使うと、それから庁舎内での各課の連絡に使うと。そのほかに情報共有ということでファイルサーバという機械を設置

してまして、そこに各課のそれぞれの共有のデータをそのファイルサーバに置いて閲覧しようという、この3本の柱で、庁内LANの整備を進めております。

高橋委員

このLANシステムの管理者はどなたになりますか。

(総務)情報システム課長

今、庁内LANの中では、運用管理のガイドラインというのを設けまして、各課の職員に使っていただいています。その中で、この庁内LANサーバ、それからいろいろなシステムの管理ということになりますと、情報システム課ということで、情報システム課長の管理下にあるというふうになります。ホストコンピュータでは、現在、電子計算機処理に係る運用規程ということで規定がございまして、その中で定められておりますけれども、庁内LANの設備に対しては、そのガイドラインということで運用しております。

高橋委員

それでは、このLANシステムについても、今後、運用規程が決められると、こういうことで考えてよろしいですか。

(総務)情報システム課長

それらの庁内LAN、それから、これから庁内の情報化を進めていくという中では、これらのネットワークが非常にいろいろな業務の中で出てまいると。それから、外とのネットワーク、LGWANなり、それからいろいろなネットワークということになります。そうなりますと、それらをすべて賄うというような、そういったガイドラインに相当するものというところでは、現在、各自治体、それから企業もそうですけれども、セキュリティポリシーというようなものが定められているというふうに聞いております。

ですから、そういう中で、庁内LAN全体を、それからネットワーク全体を統括する、そういうガイドラインに相当するものということで、セキュリティポリシーの制定が必要というふうに認識しておりまして、それらについて研究しているところでございます。

高橋委員

わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、このLANシステムの運用で、これがなかったときと、使用されて運用後に、何がどのように変わったかというふうに思われますか。

(総務)情報システム課長

まず、先ほどの3本柱で申しますと、14年4月から、本格的にメールの運用が各課の間で始まりました。その中で、現在、各課の連絡事務にとって、このメールという道具がなくてはならないということで、まずは伝達のスピードが違おうと、それから伝達の範囲が違おうということで、非常に大きな効果があるものだというふうに理解しています。

それから、庁内LAN向けのウェブサーバ、ホームページクルズですけれども、そこにはいろいろな情報が載っております。それから最新の情報、職員向けのパソコンセミナーの受講者のどの方が受講が決定したと、いつ、どの日に、そういった情報も載せてありますし、それから従前は印刷物として非常に多くの部数を印刷していたものも、非常に少数の部数のみ印刷しまして、職員向けにはそのクルズのホームページに掲載して、必要なときに閲覧するという形にしております。

それから、ファイルサーバという各課の共通の情報ですけれども、そこにいろいろな文書データや、それからエクセルの表計算のデータなんかを保存していますけれども、以前ですと、ネットワークにつながっていないパソコンですと、個々のパソコンにしまわれていたデータが、その課の財産、それから市役所全体の財産として、今後の仕事に生かしていくというふうに考えております。

高橋委員

それで、今、お話の中にありましたパソコンの研修のためのセミナーということなのですが、現在、何名の方が受講されておりますか。だいたいでけっこうです。

(総務)情報システム課長

手元に資料を今、持ってきておりませんが、年間で約20回から30回程度開いております。その中で、1回平均10人ぐらいの受講者ですので、年間300名ほど。これを今年度で5年度目になりますので、累計で1,500人ほど、ですから、職員1人1回は受講していると。その中で、複数の科目、ワードプロセッサ、それから表計算、ウィンドウズのOSの基礎ということをやっていますので、それらすべて受けている方というようなこともありますので、相当の人数が受講しているということになります。

高橋委員

そうしますと、ここに出席されている方は、全員受講されているということによろしいですか。

(総務)情報システム課長

制度的に言いますと、そのぐらいになるでしょうが、まあ数十パーセント受けていらっしゃる方も含まれているというふうに。どちらかという、若い職員の方が多いのではないかと思います。

高橋委員

逆なのかなと思いますね。若い人はどんどん進んでいるものですから。ぜひ管理者の方も、どしどし使っていたきたいなというふうに思います。

このクールズからはインターネットに接続はしているのですか。

(総務)情報システム課長

庁内LANに接続しているパソコンからは、インターネットのホームページを閲覧することができますし、インターネットの相手先にメールを発信することができます。

高橋委員

それでは、先ほど言われた約800台近くのパソコン全部からインターネットに接続するということがよろしいですか。

(総務)情報システム課長

はい、そのとおりでございます。

高橋委員

それでは、次に大事になってくるのが文書管理システムが、これから非常に大事になってくるのかなというふうに思っております。これについてはどのように考えられていますか。

(総務)情報システム課長

文書管理システムにつきましては、その行政の情報化のバックオフィスの中で、一番重要なシステムの一つということとっております。そのほかに電子決裁というのが、この文書管理と同等というか、その中で考えられるのかなというふうに考えられます。この文書管理システムにいたしましても、道では、今年度初めより運用が開始されているというふうに聞いていますけれども、どこまでの文書をどのように管理していくのか、文書全体、すべての文書まで管理するのか、添付されている地図、それらをすべて電子化するようなシステムにするのか、もしくはどのような文書が、いつ、だれによって起案されて、いつ決裁されたのかと、そこだけの索引システムをつくるのかといったことが、先進の各市で導入のところでは検討されているというふうに聞いておりますし、いろいろなタイプで導入されているというふうに思います。それらの効果、それから導入にかかるコスト、それらを見合わせて、必要な時期に導入されるものというふうに考えておりますけれども、当市におきましては、まだその時期は来ていないというふうに考えております。まずは、庁内LANにおきまして、職員のパソコンの情報リテラシーというも

のの向上を見まして、考えていきたいというふうに思っております。

高橋委員

公式ホームページについて

では次に、公式ホームページについて、何点かお聞きをしたいと思います。先月ホームページをあげましたら、「こんにちは、市長です」という新しいメニューがありました。市長みずから情報発信されていると、私は非常に大事なことだと思っております。これに至った経緯と、それから出そうと思ったその市長の思い、感想をぜひお聞きしたいと思います。

市長

各首長さんがいろいろホームページを立ち上げているという話を聞いたものですから、私もやろうかなと思っていろいろ考えていたのですけれども、ちょうど2月ごろ、そんな話があったものですから、選挙の前でしたので、自分がやるとまた、問題あったら困るからやめようとあきらめていたのですけれども、選挙が終わってからいろいろ考えて、役所のホームページの一部を使ってやった方が一番公平でいいのではないかなという感じもありまして、検討していただいて、少し時間かかりましたけれども、9月に立ち上げたということでございます。だいたい一月に1回ぐらいはメッセージも自分でつくって、自分で打ち込むのはなかなか時間ありませんので、打ち込みは職員に頼もうと思っておりますけれども、メッセージは自分で作成していきたいと思っております。これからも引き続き、内容の充実も含めて、やっていきたいと思っております。

高橋委員

それで、ホームページについては、量と質、非常に充実すべきだということで訴えてまいりました。ホームページのトップページがどんどん情報量が多くなってきているということで、非常に重たくなってきているというふうに感じております。わかりづらくなってきているといたしますか。ですから検索をするために、わかりやすくするために、変える必要があるのではないかと、リニューアルする必要があるのではないかとというふうに思っておりますけれども、この辺はいかがですか。

(企画)川堰主幹

検索機能についてでありますけれども、現在、私どもの職員が検索機能をつけるということで、今、その体裁を整えている最中でございます。近々、その検索機能を設けたホームページをアップしたいというふうに考えております。

高橋委員

それで、一般のホームページの14年度のアクセス数、それから携帯電話向けのサイトの14年度までのアクセス数の推移、これをお知らせください。

(企画)川堰主幹

まず、ホームページ・トップページのアクセス件数でございますけれども、ホームページにつきましては、平成10年12月からの開設でございます。10年度は途中になりますが、4か月で9,307件でございます。11年度につきましては4万2,436件、12年度は8万7,818件、13年度が18万6,482件、そして昨年度が22万7,061件でございます。それと、iモードの件数、携帯電話のアクセス件数でございますけれども、これは平成13年2月からということになりまして、12年度の件数が4万6,509件、13年度が22万8,216件、14年度が21万7,066件でございます。

高橋委員

全国的にも共通しているのですけれども、非常に携帯電話からのインターネットの検索の比重が増えていると。この数値を見ても、一般のホームページ・トップページよりも多いという数字になっております。非常に携帯サイトの内容の充実も、重要なのかなというふうに私は思っていますが、この点はいかがですか。

(企画)川堰主幹

利用適応という観点からいいますと、当然携帯電話の利用適応というの、重要な観点だというふうには思っています。以前、高橋委員の方からもご指摘ございました携帯電話の方の電話帳機能、これも今年度の5月15日から使えるようにしてございまして、私どもこのホームページとあわせて、携帯電話のサイトというの、有効な情報提供の手段だというふうには認識しているわけです。

高橋委員

それで、この前からの課題ですけれども、一つの課で1ページをつくらうということで、何回も議論されているわけですけれども、今まで、先ほどの行政の推進委員会の中でも、第2回から第4回までの議題の中に必ず登場してきていると、そういうふうには確認しております。

それで、前も質問しましたけれども、要望の多い除雪だとか、市営住宅だとか、こういう関連する情報に対するホームページをぜひつくってほしいという要望があるわけですけれども、これは以前から比較して進んでおりますか。

(企画)川堰主幹

情報化計画にもありますように、1課1ホームページというのは目的地といいたいでしょうか、理想像だというふうには思っております。ただ一朝一夕には、そう簡単に1課1ホームページという形にはならないと思っておりますので、今、市民生活ガイド、市民生活に密着した内容を、これをすべて公式ホームページの中に入れ込むことを考えてございます。今、これも準備中でございますので、これについても近々にアップして、市民生活全般の内容をサービス提供できるような形にしたいというふうには考えてございます。

高橋委員

それで、課によって相当差があるのではないかと。このでき・ふできのあんばいといえますか。これは何がネットワークになっているのか、何が問題になっているのかというのは、把握しておりますか。

(企画)川堰主幹

市民の皆さんに開示できる内容、それから開示できないというのでしょうか、なかなか内部の内容、そういった内容のこともございますし、それとあとは、先ほどシステム課長も話しましたが、個々の職員が1課1ホームページになりますと、職場単位で職員のスキルアップということも問題かと思っております。これにつきましては、システム課の方にお願ひしまして、そういったホームページ作成の研修ということもお願いしたいなというふうには考えてございます。

高橋委員

サポート体制が少ないのかなというふうに思います。それで、できるだけそういう足りないところには手が回るような体制といえますか、サポート体制をつくっていただきたいなというふうに思っているのですが、これはいかがでしょうか。

(総務)情報システム課長

今、委員おっしゃられました面において、職員向けのパソコンセミナーの内容の充実ということも今後図っていく、それから現在もそうですけれども、各課からのパソコンの調子が悪いとか、そういった庁内の職員に対するヘルプデスク的な動きを職員間で充実していきたいというふうには考えております。

高橋委員

市民端末機について

最後になりますけれども、市の施設への情報の端末機を設定するというのが、地域情報化計画の中にありましたけれども、これはどのように進んでおりますか。



(企画)川堰主幹

市民端末機の関係でございますけれども、この夏場に千歳市ですとか、恵庭市、そのあたりを視察してまいりました。今、安くて、タッチパネル式の機械もあるということを知ってきておりますので、ただその使われ方は、各市とも悩みがあるというふうには伺っておりますので、その辺どういった形がいいのか、整理して、今後どういった場所でどういった形がいいのかということ整理しまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

秋山委員

決算の説明書と監査委員から出されております意見書に基づいて、2点お尋ねしたいと思います。

青果物卸売場について

決算書の218ページです。青果物卸売市場事業の特別会計に関連してお尋ねいたします。ここでは歳入、収入額が約7,000万円、その主な内訳として、使用料及び手数料、これが約3,900万円くらい。この意見書で見ますと、56.3パーセントの構成比率というふうになっております。諸収入約2,200万円、30.7パーセント、そして繰入金として、これ一般会計からということで900万円、12.9パーセントの収入率を占めております。ここで諸収入、説明書を見ますと、共用維持費負担金収入というふうになっておりますけれども、この説明をまずお尋ねいたします。

(経済)多賀副参事

市場の諸収入の関係でございますけれども、これは共用維持費負担金、いわゆる市場全体でかかわる経費があるわけでございます。それを面積あん分等で市が負担したり、それから卸会社の樽一にご負担いただく、その分が一括この中に入っているということでありませう。

秋山委員

では、約500万円の減少になっておりますが、この理由は何でしょうか。

(経済)多賀副参事

これは私ども常々努力の中なのですけれども、光熱水費、燃料費等々、節減努力等によりまして、金額的にも大きいわけなのですけれども、節減努力というのが大半でなかろうかなと思っておるわけでございます。

秋山委員

そうしたら、繰入金も前年度と比較して約800万円減少しておりますけれども、この減少理由も同じでしょうか。

(経済)多賀副参事

この減少は、一般会計の方から繰入れをしていただいているのですけれども、確かに前年よりも繰入金が800万円くらい落ちておるわけでございます。一つには、公債費の部分が多少低減していること、それと大きなのは、今までかかわれておる職員給与費の部分、3人から2人に落ち込んでいる部分、これも大きな原因ではなかろうかなと思っておるわけでございます。

秋山委員

それで、この市場の取扱いの実績なのですけれども、売上高は増えておりますが、取扱量では1,876トンの減少になっておりますが、この理由を教えてください。

(経済)多賀副参事

これはほかの業界の方、産業の方もそうなのですけれども、あまねく青果の関係も、流通の形態が大きく変わっておる、いわゆる流通外の物資等も非常に増えているということで、総体的に見ますと、対前年から取扱高は減少しております。ただ、取扱額の方ですけれども、単価が多少なり、前年同時期平行しているということで、これはキープいたしております。

秋山委員

次、歳出の方ですが、公債費が年間約500万円ほど支払われておりますが、これ、あと公債費残高というのはいく

らぐらいで、あと何年間ぐらいかかるでしょうか。

(経済)多賀副参事

この公債費の部分、市債充当の関係なのですけれども、今、残高で残っている分につきましては、建設等々ではなくて、低温庫のドアの補修といたしますか、そういうので起債充当いたしたり、それから大きな維持・補修の中でも、起債を使わせてもらっている部分の償還でございます。私、今、手元に資料ございませんけれども、頭の中では、20年以降の中で、この公債費の償還が終わると記憶しておりますけれども。

秋山委員

この説明書の一番最後の欄にある「特別会計の市債に関する調」の中の、これが残高でよろしいのでしょうか。2,800万円弱。

(経済)多賀副参事

そのとおりでございます。

秋山委員

平成20年ころまでに終わるといふことなのですか。

(経済)多賀副参事

残高の終期の部分、後ほどお答えいたしたいなと思っております。

秋山委員

わかりました。

それで、この管理費の内訳をこの説明書で見ますと、嘱託報酬だとか、職員給与などで約2,500万円、その他清掃等委託料、施設維持補修費、燃料光熱費など、維持・管理に関するもので3,300万円になっております。合計約5,800万円がこういう報酬、また、維持管理で支払われているという、これでよろしいでしょうか。

(経済)多賀副参事

今、秋山委員のおっしゃったとおり、特会青果物市場の歳出の部分は、大きく維持・管理部門とそれから職員給与で構成されて、中身的には間違いございません。

秋山委員

現在、この卸売市場に参入している売手と買手がいるのでしょうか。この業者数と買手の業者数を何件ずつあるのか教えてください。

(経済)多賀副参事

ある農産物が中に集荷されてくるわけなのですけれども、この中身的には、整理等で業者にお渡しするという中で、仲卸が今、13業者、それから買受人が数十業者、毎日競り等々に参加している状態であります。

秋山委員

今、小樽市内で、この卸売市場だけで商売をされているという小売業者は何軒ぐらいか押さえられていらっしゃいますか。

(経済)多賀副参事

私ども今、押さええているというよりも、市内の小さなお店を開いている部分の品物の集め方というのは、大半は、私ども青果の仲卸からお買いになっていると私は判断していますし、一部には、なかなか市場で集められない部分につきましては、札幌等々の市場からも受けているのではないかなと私は思っております。

秋山委員

今、世間の流れと申したら申しわけないのですが、消費者においても、つくり手の顔が見える食の安全・安心ということで、そういうつくり手の顔が見えるという方向性が求められているのかなと思います。また、業者も、直接産地直入というのですか、間を通さないしくみが増えてきているのではないだろうかと思います。そうし

た観点に立ったときに、今、行政改革、さまざまな面で見直しがなされておりますが、小売業者を守る立場から、また、市の税金を投入してまでも維持していかなければならないのか、そのところの観点をどこに定めていらっしゃるのかお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(経済)多賀副参事

食の安全・安心と、市民に小売を通じた野菜、果物等の安定供給という部分でございます。確かに、国等においても、この市場の改革というのは行革絡みで検討されているのも事実でありまして、現在におきまして、その方向性というのはなかなか見えない中でも、確かに小樽の市場の部分の集荷の高というのは非常に少なくなってまいりました。今、秋山委員が言った中でありますけれども、大きなスーパーは直接業者と計画的に集荷している部分もあるわけでございます。私ども青果の卸売市場の開設者でありますし、現時点では、市民が要望、要求する部分の農産物等については、可能な限り集荷するよう、卸売会社である樽一とも常日ごろ相談しておりますし、もう一方、食の安全等につきましても、農薬の法律が変わりました。その徹底の部分についても、説明会等々数回やり、生産者には相当浸透しているのではなかろうかなと思っております。これからも、市民に安心・安全、それから価格の安価といいますが、一定の価格の維持された農産物を地産地消ではございませんが、私ども農業委員会、農政課、市場、このためにあそこの場所に移ったわけでございますので、これ以降も、この辺の情報を集めながら、安心・安全な野菜を市民に提供してまいりたいなと思っております。

秋山委員

交通災害共済について

同じような観点から、交通災害の共済事業の特別会計に関してお尋ねをいたします。

これは232と233ページに分かれて説明書には載っております。これを見ますと、共済平均の収入が約1,500万円。その加入者、一般加入者が2万4,172名、小学生は学校で掛けるのかなと思ったら、一般会計から負担されているということで、これも年々減少気味になっておりますが、この件に関してどのようにとらえられているのか、まずお尋ねをしたいと思えます。

市民部次長

今、お尋ねありました交通災害共済でございますけれども、児童・生徒の数につきましては、出生する子どもの数が、以前は1年間1,000人以上の子どもの出生がありましたけれども、現在は900人程度となっております。こういったことから、対象となる児童・生徒も減っておりますので、当然対象となる児童についても、交通災害共済の対象者の状況というものも、こういう数になってきております。

秋山委員

そして、その事業の内訳を見ましても、委託報酬だとか、職員給与とか、臨時雇用賃金、こういうものが主に占められているという感じにとらえられます。ここにある加入促進報償費というのは、どんな使い方をされているのでしょうか。

市民部次長

今、お尋ねがありました加入促進報酬費ということで、30万4,820円でございますけれども、これは町内会等の団体に加入されているのを促進報償費というように記憶しておりますけれども、詳細につきましては、後ほど調べてお知らせしたいと思います。

秋山委員

わかりました。それで、下の方に共済見舞金が支払われております。総延べ数72名。この中に、小学生は含まれているのでしょうか。

市民部次長

小学生が含まれております。

秋山委員

済みませんね。通告していなかったものですから。申しわけないと思います。

それで、この支払いの見舞金というのは、毎年この程度で終わっているのでしょうか。

市民部次長

共済見舞金ですけれども、14年度が380万2,000円と、13年度は457万1,000円、前年度と比較しますと、見舞金は76万9,000円ほど下がっております。

秋山委員

監査委員の方から出されております意見書の68ページによりますと、その見舞金の中で一番多く出されているのが、本年度5等級のお見舞金3万円、55件というのが一番多いのです。今、これだけの2万4,172名の方が入っておられるということは、いつどんな、掛金も安いですし、安全という面が入っておられるのかなとは思いますが、かなり町内会としても、この人数を集めるのに苦戦を強いられている現状ではないかなと思います。こういう観点から見まして、今後、新たな形という部分は考えられないのかどうかというものも、この行政改革の見直しの中で検討されているのかどうかという点を、まずお尋ねしたいと思います。

市民部長

交通災害共済制度の事業の在り方でございますけれども、今の計画の中で見直しと申しますが、そういう作業は進めております。と申しますのは、市民全体に対する割合と申しますが、そういった加入者の率も落ちてございまして、この事業が創設当時から見ると、民間等のそういった保険等は、かなり選択肢も内容も濃くなっておりますので、今、正直に申し上げましたように、実績からしますと、漸減という形で加入者、大分落ちてきております。そういった中で、その辺の災害共済事業の在り方そのものも、今、内容を庁内的にもまた、経営的観点で、その辺の見直しの検討と申しますが、そういう形で作業を進めてございます。

秋山委員

今、掛金、いくらでしたか。ちょっとど忘れしたのですけれども。

市民部次長

480円です。

秋山委員

今、市民部長から答弁いただきました。見直しに関して、480円でもしものときに100万円出るとなったら、残してほしいなという思いもありますし、両方が納得できるいい方向性でおさまっていただければと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は4時40分。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

一般財源と特定財源について

私の方から、5点ほどお尋ねします。

決算委員会は重要であり、来年度の予算編成にも大きな影響を与えるのではないかなと思います。国会も含めて、

決算委員会がたいへん重要になってくると思います。財務の問題においてお尋ねしていきたいと思います。財政問題は、私もそうですけれども、市民に非常にわかりにくいと、こういうようなこともあるので、それをいかにわかりやすく説明していくかということが、力の見せどころだというふうに思います。財政の方、いろいろと頑張っ、わかりやすい資料等もつくって提示しておりますが、これはわからないなというふうに思います。

それで、1点目は、端的に言います。14年度決算に関連して、一般会計財源別調における、まず一つ目は、一般財源と特定財源の内容と期間であります。一つ目には、一般財源の内訳と金額、それから特定財源の内訳と金額、これをまずお知らせください。

(財政) 財政課長

一般財源ですが、たくさんございますが、まず市税が一般財源でございます、14年度概数で156億円程度で、そのほか地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金などの譲与税交付金、それに地方交付税、そのほかに財産収入、繰越金などが一般財源となりまして、一般財源のトータルとして、379億1,600万円程度となっております。

特定財源の方でございますが、交通安全対策特別交付金をはじめ、分担金・負担金、使用料・手数料の一部が特定財源、国庫支出金、道支出金なども特定財源となります。このほか、寄付金、繰入金の一部、諸収入、これは貸付金の財源になるものですが、このほかに市債、これらを合わせまして、特定財源としては、14年度は294億3,300万円ほどとなっております。

佐々木(勝)委員

それを、前年度と比べてお教えいただきたいのですけれども、今年度の構成比、そして前年度の構成比、これを提示していただきたい。

(財政) 財政課長

14年度の一般会計の一般財源の構成比は56.3パーセント、特定財源は43.7パーセントでございます。13年度の一般財源は53.7パーセント、特定財源は46.3パーセントの構成比でございます、一般財源は2.6ポイント増でございます、特定財源がちょうどその分、2.6ポイント減となっております。

佐々木(勝)委員

あわせて、ここ3年間ちょうど整理された平成12年度から14年度まで3年間の推移といたしますか、構成比、これをお尋ねします。

(財政) 財政課長

12年度の一般財源は55.1パーセント、13年度の一般財源は53.7パーセント、14年度が56.3パーセント、特定財源は12年度が44.9パーセント、13年度が46.3パーセント、14年度が43.7パーセント、このように推移しております。

佐々木(勝)委員

以上のほか、その3年間ぐらいなのですけれども、一般財源、特定財源の位置づけですけれども、構成比、小樽と他都市と比べてどうでしょうか。

(財政) 財政課長

これは他都市といたしましても、なかなか難しいのですが、小樽市の場合、どちらかといいますと、市税、交付税ともに低うございますので、どちらかという一般財源の割合は低いのかなと考えています。

佐々木(勝)委員

そういうことになりますと、一般財源は自賄いの部分に多く依存しているということと、特定財源の場合は、どうしてもこういうことであると。そういう面で考えると、今の現状では望ましいといいますか、向かう目標は、どのぐらいまで比率が出せるか、その辺のところは、多少なりとも論じたことはありますか。

(財政) 財政課長

一般財源、特定財源、事業のパターン、小樽市の場合ですと、貸付金が非常に多いウエートを占めておりまして、

貸付金の元利償還収入というのが多々ございますので、一概にそれはどのレベルがいいのかというのは論じたことはございません。ただ、小樽市の場合、投資の財政規模が300数十億円に対して、一般会計の規模が700億円になるうとしている、この大きなところに、比較的各会計間で、どちらかというと、融資の貸付金、そういうものがあるために、特定財源の率が高い、そういうふうにあります。

佐々木(勝)委員

そういうことからすれば、地方交付税が基本になってくるのだらうかと、こういうことですね。近々、三位一体の問題もある程度の整理がつきながら、地方のところにおりてくるかということも期待しながら、できるだけ一般財源が、小樽市の場合は法定的なものを上回るように努力をしてもらいたいと思います。

自主財源と依存財源について

次、同じ財源調で、自主財源と依存財源の関係です。14年度実績で見て、自主財源の内訳と金額、そして依存財源の内訳と金額を教えてください。

(財政)財政課長

自主財源というのは、その都市は直接歳入の道を選べるものでございまして、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入、これらが自主財源でございまして、平成14年度のそれらの合計は324億6,700万円ほどになっております。

依存財源でございますが、地方譲与税、地方交付税をはじめ、国から来る譲与税や交付金、そのほかには国庫支出金、道支出金、それと市債が依存財源となって、14年度の合計額は348億8,200万円ほどとなっております。

佐々木(勝)委員

これも先ほどと同じく構成比の関係、ここ3年間の構成比の推移、これを教えてください。

(財政)財政課長

3年間の推移でございますが、自主財源は、平成12年度48.3パーセント、13年度49.3パーセント、14年度48.2パーセント、依存財源ですが、12年度は51.7パーセント、13年度50.7パーセント、14年度50.8パーセントでございます。

佐々木(勝)委員

これについては、そこそこのまた市の財政の向上になることだというふうに思うのですけれども、この財源比率の構成比の関係は、どういうところに向かっていくというふうに考えますか。

(財政)財政課長

これも先ほど委員がご指摘のとおり、三位一体の行方によって非常に変わってくるわけございまして、例えば税源移譲が市税の方で移譲されれば自主財源が、例えば地方交付税だとか、譲与税の形で税源移譲がされれば依存財源の方が多くなる。今、言われているのは、国の国庫補助金なんかを削減しようとしておりますので、それがどちらの税源移譲になるのかによって、構成比が変わってきて、向かう方向も変わるとは思いますが、今、市税自体は155億円もございまして、これが今、だんだん減ってきている状況では、自主財源の確保というのは非常に難しいのかなと、そういうふうに思います。

佐々木(勝)委員

それで、このところ、市長に聞きたいと思っておりますけれども、市長会を含めて道の方で、国の方に向かって、こういうことは聞きますというけれども、この辺の三位一体の関係の部分について、具体的な要望、そういうものは向かっていますか。

市長

市長会としましては、三位一体改革はぜひ進めてくれという要望をしております。その中で、特に大きいのは地方交付税のこの財源保障機能、財源調整機能、これはぜひ果たしてくれというのが大きな要望項目でございまして、

それからこの補助金のカットであれば、それに相当する部分は税源移譲してほしいと、こういう視点から、今、強く要望していると、こういう状況でございます。

佐々木(勝)委員

不納欠損額について

次に移します。今度は一般会計歳入歳出決算調から、項目を挙げておきます。不納欠損金額と不用額について、答弁していただきたい。14年度の不納欠損額、これを教えてください。

(財政)財政課長

全体にかかることですので、私の方から、主な内訳でございますが、14年度の不納欠損額は、一般会計全体では2億1,800万円ほどございまして、内訳としては、市税が市民税で約5,920万円、固定資産税、都市計画税が約1億4,460万円、その他の税が190万円、分担金・負担金はこれは保育費負担金が多いのですが、約380万円、その他が60万円、使用料・手数料は、使用料が道路占用料や河川使用料で50万円、手数料がし尿処理手数料で約100万円、財産収入が360万円、諸収入は生活保護費の返還金収入などで270万円でございます。

佐々木(勝)委員

それと、これもまた、同じく不納欠損金、この3年間の推移がわかれば。

(財政)財政課長

今、手元に資料を用意してございませんが、前年度だけでもよろしいですか。

佐々木(勝)委員

はい。

(財政)財政課長

前年度の不納欠損額は1億7,060万円ほどございまして、簡単な内訳を言いますと、市税が1億5,800万円、分担金・負担金が900万円、使用料・手数料が80万円ほど、諸収入が230万円ほどでございます。

佐々木(勝)委員

前年度と比べると、3月末ではどうなっていますか。

(財政)財政課長

前年度と比べますと、不納欠損額では4,740万円ほど増加しております。内訳としては、市税が4,730万円ほど多くなりまして、分担金・負担金が470万円ほどで、財産収入が360万円ほどの増、そのようなことになっております。

佐々木(勝)委員

これは不納欠損金が増えているという傾向にあるということ。ここのところなのですけれども、端的に言えば、生ずる原因、この辺は。

(財政)財政課長

個々の債権によって、それぞれ理由があると思いますが、一般的には不納欠損とするには、時効成立によるものと破産などによって徴収不能が明らかになるもの、そういうものを不納欠損で処理している、そういうふうに認識しております。

佐々木(勝)委員

そこで関連するのですけれども、そこに至る手順と手続、これをより具体的に。

(財政)財政課長

手順、手続でございますが、まず不納欠損を減らす方策という意味では、まず滞納、未納が生じた時点で、なるべく早目、早目に対応することが必要なのだと思います。一度滞納して、何回かたまと額も大きくなりますので、まず早目、早目に督促や催告の手続をして、そのたび納入交渉に入っていく、そういうことが大切なのだろうと思います。そのほかには、市税の方が主になると思いますが、そういう納税交渉の過程で、差押えとか、そういう一

定の滞納整理の処分、措置もしていく必要がある、そういうふうを考えます。

佐々木(勝)委員

そうすると、1回目の質問に戻りますけれども、そういう手続をとりながら進めているけれども、不納欠損額が増えていくと。このところの原因というか、努力目標といいますか、このところは少し詳細に説明願います。

(財政)税務長

実際に大きな部分では、税の部分で大きいことだろうと。不納欠損になる主な原因としては、財産がないということ、それから生活保護ということでございまして、そういうことで不納欠損となる。それから、実際に居所不明ということで、住民票は小樽にあるわけですけれども、実際の意味で、例えば職員が当然、探しているわけです。それに伴いまして、税を徴収するということが詰めておりますけれども、これらの場合、居所不明というのでも、一番最初に、財産につきましては、実際に税が発生したけれども、その後、破産だったり、倒産だったということも実際にございますし、それによって無財産になってしまった場合、そうしたら実際に、税が発生するけれども、生活保護ということで、実際にお金がないというようなこと、居所不明ということで、これらのものがやはり経済的な理由によりまして増えていく傾向にあるというように考えます。

佐々木(勝)委員

よって、先ほど上向きになっている、増加している傾向を整理していくと、減少させていくということが必要だというふうに思います。それに向かってどんなご努力をしようとしているのか。

(財政)税務長

確かに上向きということでは、税の収納対策という部分で申し上げますと、前も予算委員会のときに申し上げたのですけれども、収納率向上対策ということで、全管理職ということにはなりませんけれども、そういうことで考えてございます。また一方、税の滞納者に関しては、基本的には納税交渉をして取るというのが大原則でして、それでも納めていただけない場合には押さえるしかない。それから、今、お話しがあった不納欠損ということで、どうしても納めてもらわなければ、落とす、最後に取り、押さえる、落とすというような考え方で、悪質な滞納の部分で不良債権を持たないということからも、不納欠損が増えていく傾向にもあるというふうには考えています。

佐々木(勝)委員

今日のところ、そういうことでこれにとどめておきます。

それから、一般市民はもう大分わかってきて、税を納めないでいて、不公平感を感じていると、こういう声も非常に聞こえてくるのです。先ほどいろいろな形でけっこう滞納者が多いということなんかも確認しているということなので、その辺のところも含めて、不納欠損額ができれば落とされた方が、実になるかもしれないけれども、収納率アップのための方策をとりまして、それを挙げて頑張っていたいただきたいと思います。

不用額について

次は、不用額のところに移します。この現状、平成14年度の不用額の実態をお聞きします。

(財政)財政課長

14年度の一般会計の不用額の内訳ですが、全体で約20億1,270万円の不用額がございます。このうち貸付金が商工費5億9,200万円、土木費で4,400万円、国庫の貸付金で1億8,200万円などで、貸付金に係る不用額が8億3,900万円ございます。そのほかの大きなものでは、繰出金で、介護特会の繰出金5,640万円、老人保健特会の繰出金4,500万円、住宅特会の繰出金2,900万円などで、1億7,500万円がございます。職員給与費が時間外手当などで1億800万円ほど不用額が出まして、民生費は生活保護費などで2億7,100万円ほどの不用額が出ています。

佐々木(勝)委員

これも先ほどと同じように、ここ3年間の推移はどうなっていますか。



(財政) 財政課長

内訳までございませんが、平成12年度の不用額が28億4,800万円ほど、13年度が22億1,700万円ほど、ただいま申しあげました14年度が20億1,200万円ほどでございます。

佐々木(勝)委員

この推移を見て、不用額をどう評価するのですか。

(財政) 財政課長

予算現額に対して不用額の割合でございますが、12年度は3.9パーセント、13年度は3パーセント、14年度は2.9パーセントとなっております。不用額の生じる理由、いろいろございますが、予算を作成する技術上の問題もございます。途中で足りなくなって、どんどん補正したり、最終的には専決処分でやる、そこまで行けば、ぎりぎりゼロというつくりもできるのかもしれませんが、実際執行するためには、一定程度の余裕を持ったものも必要かと思えます。そういう意味では、扶助費などは年度途中でいろいろ計数も動くものですから、一定程度上限を持っていたりしています。ただ、管理経費につきましては、ここ数年、非常に減額、減額で来ておりますので、そういう意味での不用額の幅というのは非常に少なくなってきていると考えます。

佐々木(勝)委員

聞き方によって不用額を出す方が、ベターみたく感じるし、それから詰めて考えると、臨時議会まで詰めて余裕がないというし、ただここ大事なことだと私は思うのです。非常に精査をして、それで評価の関係というのは、私はなと思うのです。事前評価と、それから、まさしくこうした事後評価というやつで、きちっとできて、新年度予算につなげていきたいなど、こういう気持ちでいるものですから。だから、ここはどんぶり勘定みたいな形にならないような押さえ方というか、このところにおいてほしいなというふうに、今日はその部分で。だから、その後の部分からいえば、どういうふうに展開するかはまた、期待していますが、それで関連します。

5パーセント留保について

次は、14年度の会計決算説明書、厚い方です。このところに、14年度の予算編成方針の2ページに書いてあります。2ページで予算執行の概要、財政運用の基調と課題というところ、ずっと行きます。その表の下から3行目のところに、「このため予算執行の5パーセント留保を指示するなど、経費節減策を実施したほかうんぬん」と、こういうふうになっています。最終、これは予算の総括になるのでないかなと思いますが、この5パーセント留保を指示した結果、どういう実態になっているのか、こういうことを掌握しているかどうか、難しかったらまだ今現在ない。そのところはどうでしょうか。

(財政) 財政課長

まず、この5パーセント留保の指示をどんなときにしたかを説明させていただきたいと思うのですが、例年、予算の執行方針ということで、財政部長の方から、年度が始まったとき、あとは次年度の予算をつくるころ、春と秋ぐらいに、今年の予算はこういうふうに執行しようという文書を出すのですが、平成14年度は7月に普通交付税の算定が終わりまして、交付税の状況が非常に当初予算より低かったということもありまして、特別に助役名で5パーセント留保をしてくださいということを庁内に通知いたしました。これは大きくいいますと、入札差金とか、これからまだ執行していない事業について、ちょうど15年度の予算編成に比べて経常経費10パーセントを削減するような目標でいろいろ見直しを行っていたものですから、そういう中で、14年度も事務費を予算がついていると使って使わないで、いろいろ見直して執行してくれと、そういう中で5パーセントという具体的な数字を示したものでございまして、その結果、どの程度不用額につながったかというのは、実はまだ集計しておりません。トータルとして、先ほどのように、20億円の不用額が出ているということでございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、さっきの不用額のところで確かめたのだけれども、その5パーセント留保というやつは、不用額を

出せということになるのか、そういうふうになってしまう部分があるというふう思うのです、そのところ。経常費は変わらない、完全に区別というか、そのところを分けておいた方がいいのではないかと思います。

広報掲載の「市民1人あたりに使われた予算の内訳」について

最後にいきます。小樽の広報に載せて、先ほども評価しておりますけれども、要旨わかりやすいというか、市民にわかりやすい編集をして頑張っているなどというのは、ここで見てわかるのですけれども、前年度の厳しい台所事情ということで、家計で比べられて、小樽の財政も記載してあります。

そこで気になっている点で、1点だけ伺わせていただきます。10月号のところ、限られた財源での選択というところであります。それからずっと読んでいきますと、市民1人あたりに使われた予算の内訳と、こう書いてあるわけです。この表示を出した市民1人当たりの内訳でいくことが、税金の使われ方がこうだと、1人当たり10万円しかないけれども、あとこれを含めて、それこそ地方交付税を含めて、これだけの金額になって、1人当たり換算するとというくだりがありました。それで、私、受止め方がひねくれているのかもしれないけれども、この「市民1人あたりに使われた予算の内訳」という表示は、妥当ではないのではないかなというふう思ったのです。その後説明を見ますと、「金額は一般会計の決算額」と、こういうふう書いてあります。表題の中でずっと読み取っていくと、集めた税金をこんな使われ方をしていますと、こういうふうになっているわけですから、数字を我々がとらえると、予算というのは、そこに向かってある程度組むという形になるわけですから、このとらえ方は決算の内訳とか、それから税金の使い道とか、こういうふうに表示を変えた方がいいのかなと、こういうふう感じ取った点があったので、その辺のところをどう考えますか。

(財政) 財政課長

委員おっしゃるとおり、使われた支出の内訳はとか、そういう方がわかりやすいのかもしれませんが、一般的に市役所のお金を使うときには、予算をいくら使ったかという表現がございますので、ちょっと配慮が足りなかったと思いますが、このような表現になってしまいました。

佐々木(勝)委員

そういうことで、恐らく市の広報に出ていて関心が持たれているというふう感じます。

最後に聞きます。9月号、それから10月号はこれ1日付けで出ていますから、これを市民の方に配布したその後の反響と聞きますか、どんな声が届いていますか、わかれば教えてください。

(財政) 財政課長

実は私どもの財政課には、まだ日にちもたってございませんが、これを出した10月1日に市民の方からお電話をいただいております。内容的には、この記事を見て、その方、いろいろ詳しい方でございます、それぞれの数字の意味とか、書いている内容についての問い合わせがございました。それで、この方、時々私どもにお電話いただくのですが、厳しい中で頑張れよとか、そういう励ましの声もありました。私どもの方にはこれだけです。

佐々木(勝)委員

この後は市長の手紙だとか、そういう形で、出前講座にこういうものを上げていくような動きを持ってもらいたいというふうに思います。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

病院の遊休資産について

まず小樽病院にお伺いします。時間の関係で、まとめられるものはまとめて質問をしますので、よろしく願いをいたします。

昨年の3定におきまして、小樽病院の公宅問題を取り上げました。いろいろ議論がされまして、遊休、使われていない公宅について、財産の有効活用をしたいとか、そういうご説明を、答弁を引き出されております。それで、また、花園町の樽病の公宅については、更地にして雪解け早々に売りたいということでしたが、まずこの土地は、現在どのようになっているのか。

それから、第二病院の公宅、この公宅については、現地も視察をいたしまして、たいへん空き家でありながら、行き届いた管理がされている。もし希望者がいれば、今すぐにでも入れるのではないかと、そのような現地を見た私の感想も述べておりますが、その辺はどういうふうになっているのか。その他の病院に関する財産についてはどのような状況にあるか、まずお聞かせください。

(樽病)総務課長

花園5丁目の花園公宅と申し上げます公宅について、現在どのようになっているかということですが、昨年11月に入居者が退去後、12月中旬までに解体・撤去をしてございまして、現在のところ更地という状況になってございます。

(二病)事務局長

第二病院の敷地の中にございます公宅でございますが、ドクターの異動のたびにお話をしてございましたが、この10月1日から、ドクターが入居してございます。

それと、ほかの公宅の関係でございますが、緑町に公宅が一つございます。ここも現在あいている状況でございますが、札幌から通勤されているドクターでございますが、冬期間、非常に大変だということで、冬期間に向けて、入居について現在、検討をしていただいているところでございます。

(樽病)総務課長

現在、公宅規則に基づく所有公宅ということでは、駅前第2ビルのマンションということで2室、それから緑3丁目に、これは商大の下の方になりますけれども、土地と母屋つきで未入居の状態です。それから、長橋3丁目の、今、二病局長が申し上げた院長公宅ということで、これが4軒、登載されております。このほかに、公宅の用地として、附則上廃止しながらも、まだ土地等で残っているものが3か所ございます。ただいま申し上げました花園公宅、5丁目一つでございます。それから、奥沢1丁目に2か所ございまして、これにつきましては、現在の病院長公宅跡地で、平成10年に解体・撤去しておりますけれども、これがまだ売り払っていないという状況でございます。それから、今年3月に退職しました医師の公宅が同じく奥沢1丁目にございまして、これは敷地、母屋ともまだ残っているような状況でございます。

大島委員

市長にこの件でお尋ねしますが、今、答弁がありましたように、利用されていない施設、また、あるいは利用されていなくても解体された施設、長年あいていたけれども入居された施設ということで、さまざまなものがございまして、たいへん厳しい財政の中で、こういうものについては、早急に整理をすべきでないのか、そういうふうに思っております。いかがでしょうか。

市長

こういう状況ですから、遊休資産はすべて即売却をしたいというふうに思っておりますけれども、相手が必要ですから、なかなか相手も見つからない、一般会計の部分でも、今、やっていますけれども、なかなか買手がつかないという状況もありますから、しかし、これからは鋭意売却できるように努力していきたいと思っております。

大島委員

訴訟問題について

もう一点の資料をいただいております。この表、訴訟一覧表を見ますと、現在、13件の事件がございます。これについてお尋ねをしますけれども、小樽市が原告となっているものが2件、その他、市であり、あるいはまた、市

長であり、また、市長個人であるというようにパターンが分かれておりますが、まず最初に、小樽市が訴えるに至った経緯、経過、そしてまた、今後の見通しについてお尋ねをします。

(経済)産業振興課長

まず訴訟事件名ですが、平成13年(ワ)第29号使用損失補てん金請求事件、小樽フィッシュミール協業組合のことについてであります。こちらは小樽フィッシュミール協業組合が昭和50年6月に設立をされまして、その後、営業をしてきたわけですがけれども、昭和50年の後半から、200海里の関係が出てきまして、それにより何とか努力をして経営をしておりましたけれども、非常に操業困難という判断から、平成2年3月末に操業を停止するというところで市の方に申入れがありまして、同年の6月に賃貸借契約解除契約を小樽市と締結したところであります。その中で、納入につきましては、分割払で納入していくということで契約を平成2年6月30日に締結したところでありますが、その後、納入状況を見まして、納入されていないという中で、時効のこともありますので、平成13年第1回定例会に訴えの提起をさせていただきまして、平成13年3月21日に可決され、その後、裁判となっております。

まず、今までの経過等申しますと、第1回目の口頭弁論が平成13年5月28日に行われまして、本年9月1日までの間に、23回の審理が行われたところであります。また、8回までにつきましては、小樽フィッシュミール協業組合の設立に至る経過、また、平成2年当時の魚腸骨共同処理施設賃貸借契約の解除に至る経過などにつきまして、双方が主張する事実関係について、準備書面の取り交わしを行いまして、また、第9回及び10回目では、原告側関係者から、当時の状況について記述した陳述書が提出されまして、それを踏まえて、12回目からは証人尋問が行われたところであります。現在、裁判中でありまして、内容については、中身は差し控えさせていただきますけれども、平成14年12月16日の第15回目からは、裁判長の指導の下で和解に向けた協議が行われております。なお、次回につきましては、10月20日を予定しております。

(経済)観光振興室観光事業課長

元観光課職員によります銭函3丁目駐車場使用料の横領にかかわる損害賠償請求事件について説明いたします。

この横領事件につきましては、平成12年11月9日に刑事事件の判決が出たわけでございますが、民事の関係で、不法行為による債権の消滅時効は3年ということで定めがございまして、平成12年7月3日付けで、本人から受理いたしました誓約書がございまして、これから起算をしますと、今年の7月3日をもって消滅時効ということになるものでございますから、この時効を中断させるべく、支払請求の訴えを提起をしたわけでございます。

この件につきましては、先の第2回定例会で議決をいただきまして、7月1日に札幌地方裁判所に提訴をしたものでございます。9月12日に判決がございまして、その後、今日届いた弁護士からの文書によりますと、この判決につきましては、10月1日に確定したということで、裁判所から証明をいただいております。

大畠委員

続きまして、日正寺、これらの側溝の工事に関する件で3億円が、これを見ますと関連しておりますけれども、これについて、それぞれ今と同じような要領でお願いします。

(土木)管理課長

日正寺に関連する裁判として3件出ておりますが、個人名の入っている2件につきましては、石垣崩落により亡くなった方のご遺族が三者と申しますか、建設会社と社長個人も含めますので、小樽市と久田建設と社長と日正寺の4被告に対して損害賠償を求めた事件ということで、この資料にあります1月と書いてあるのは、両方併合されて事件が進んでおります。現在のところ、まだ3回ほど、札幌地裁の方で打合せをして、今後の進行について、今、話し合っているというところでございます。

その下の方の日正寺そのものの裁判につきましては、その石垣の崩落により、日正寺が改めて石垣を整備した、その費用について、小樽市と久田建設の方にこの分の損害賠償を求めて提訴されたものであります。

大島委員

今、裁判中ということで、フィッシュミールの部分は、これは和解で進んでいるのでないですか。

(経済)産業振興課長

現在、裁判長の指導の下で、和解のテーブルについてはどうかということで、今、その協議をしているところでございます。

大島委員

漏れ聞くところによりますと、いつの時点かわかりませんが、その裁判の和解の中でフィッシュミール側の連帯保証人から和解金の一部提示があったというふうに聞いているのですけれども、この点についてはいかがですか。

(経済)産業振興課長

和解の協議の中身でございますので、その点についてはまだ審理中ということで、原告側、弁護士とも相談しております。そのことについては控えさせていただきたいと思っております。

大島委員

私の方で漏れ聞くところの情報が、これは1億5,700万円あまりの損害金に対して、あまりにも低額な額だと聞いております。これは500万円を切っていますよ。それでいいのかということですよ。それでよくないわけですから、市の方も一生懸命交渉を進めていることだろうと思っております。私は、和解はけっこうだと思っております。しかし、1億5,700万円あまりに対して市民が納得をするような金額でなければ、これは私はだめだと思っております。財産はそのままにしておいて、年金待ちですよ、何待ちですよということですね。財産を全部はたいて、はたくという言葉がちょっと妥当かどうかかわかりませんが、それでできなかった金であれば、私はその責任を果たしたと思っております。そうでないわけですから、その責任を果たしたのは、太陽米菓の皆さんではなかったのですか。そのように思っておりますけれども、とにかく、市民が納得するような額、そしてそれも前段で申しましたような処置をした後の額をぜひ要求していただきたいと、そのように思いますが、いかがですか。

経済部長

今、課長の方からも答弁申し上げましたが、既に和解という協議のテーブルに着いて8回ほど協議を進めています。その中で、今、ご指摘のあったような部分のやりとりというのは出ておりますけれども、一つは8名の中で亡くなった方がいらっしゃるというようなことも含めて、そういった相続関係の処理もしながら現在進めておりました。私どもとしては、あくまでも当初お話をしていました1億5,000万円何がしということでお話をしておりますけれども、現実的には、裁判長の方からは和解に向けた指導をいただきながら今やっておりますので、例えば生活に影響のある財産だとか、営業に影響のある部分だとか、そういったこと取扱いについて、今、協議をしながら、我々としてもできる限り多くといたしますが、訴えた額に見合うできるだけ近づけるような形の中での努力を、今後、訴訟団を通じてしていきたいと思っております。

大島委員

次に、日正寺に関連して土木部にお尋ねいたします。

これは和解金は、和解で額の提示は、お互いが納得したというふうに漏れ聞いているのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

(土木)管理課長

日正寺の亡くなられた方、ご遺族から訴えがありました件につきましては、まだ実際に裁判という中身は始まっておりませんので、和解とかという話も全然まだそういうことではないと思っております。

大島委員

補償金の問題で折り合いがついたというふうに聞いているのですけれども、この点についてはどうなのですか。

(土木)管理課長

私どももこの裁判の日程に合わせて、その都度出席して経過を承知しているつもりですが、札幌の地裁でやっておりますこのご遺族2名の件につきましては、まだ裁判自体が始まっていないというのが現実であります。

それと、もう一つの方の日正寺の方の訴えによります小樽市と久田建設の分についても、実際の裁判についてはまだ始まっていない。これに関する裁判で、今進行しているのは、業務上過失ということで、当時の現場責任者が起訴されている部分についての裁判は、また別な形で、小樽市が当事者になっておりませんが、その裁判は進んでいるというのは聞いております。

大島委員

私が漏れ聞くところによると、小樽市が工事のミスといいますが、過失を認めていないために長引いているのだというような、これは私の知るところでございます。今の答弁では、そのような段階ではまだないということの話でよろしいのですか。

(土木)管理課長

この石垣の崩落事件につきましては、原因についてどうなのかということで、警察の方でいろいろ取調べ、北大の教授、鑑定人として呼んでいろいろ鑑定してもらっているというような資料も検察側の方から出ているやに聞いておりますが、実際にどこが原因なのかという問題について、審理としてまだ進んでおりませんので、私どもはそこら辺のこと、まだ承知しておりません。

大島委員

わかりました。それでは、監査委員にお聞きしたいのですけれども、先ほど前段に申しましたように、この訴訟一覧表を見ますと、訴えられている市が小樽市というものと、小樽市長及び新谷昌明、それからまた新谷昌明、それから小樽市ほか丸々何名という欄がございますけれども、これは例えば裁判費用のことを考えれば、これらをつたいどういうふうに区分するのか。そして、だれが負担をするのか、この辺これを見た結果はわかりませんので、今日、決算でございますので、もしわかればわかる範囲内で、もしわからなければ後ほどでけっこうでございますので、よろしく願います。

木野下監査委員

済みません。申しわけないです。裁判の方は全然わからないので、どういう費用負担になっているのか、敗訴した場合、勝訴した場合で、やっぱり負担が違うのではなからうかと思えますけれども、その辺のあん分とかなんとかということがありますので、弁護士等に聞かないとちょっと無理だと思えますので、どうも済みません。

大島委員

総務部長にお尋ねいたしますが、今、監査委員の方からそういう答弁がございました。弁護士に相談しなければわからないということでございますので、その辺のことは、また、今、裁判中でございますけれども、勝訴した場合と敗訴した場合の、これは負担が違うと思えますけれども、その辺の我流でいいですから、どのようになるのか、もし弁護士と相談をして答えが出れるようであれば、文書でお願いしたいと、このように思いますが、いかがですか。

総務部長

裁判の費用については、基本的には相手側が持つということと、訴えられた方が弁護士を立てるときには、当然弁護士費用というのは持たなければならない。これが判決が出たときに、どういうあん分になるのかということについては、どういうふうになるのか、今すぐお答えするというのもできませんけれども、いずれにしても、それぞれの費用はそれぞれが持つという形にはなるだろうと思えます。

大島委員

今、総務部長から答弁をいただきましたけれども、いずれにしましても、このようにいろいろなパターンがござ

いまして、この表を見たときには、私一番心配になるのは、費用の面ですね。勝ったにしても負けたにしても。その辺の費用をお聞きしたいと思います。終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

実は、今日、質問通告の仕方が、質問が最後の方の順番なので、だいたいのことはもう出てしまうであろうから、説明書に基づいて、説明書の中でまだ質問が出てこない項目についてお聞きしますという形にさせていただいております。ですから、どなたも何が聞かれるかわからない状態で申しわけないと思いますが、軽くしか聞きません。当然、深い部分は、後日聞いていきますので。説明書2冊ありますけれども、順番としては、この事務執行状況説明書に基づいて質問していきたいと思います。

F M小樽での防災計画について

まず、9ページ、防災基本計画の6番で、防災計画事業について、これは決算説明書は130ページになっていましたが、F M小樽を利用した計画をしているということで、防災計画をしているということになっております。それは、何も無い状態の中で、防災計画をただですけれども、将来、F Mが実際に災害が起きたときに使えるだろうという予想といいですか、そういうこともあってやったのではないかと考えていますが、今回、地震がありました。それで、今回の地震の中で、実際にF Mを利用して小樽市は市民に情報を流していたのか。逆に、F Mの方からニュースなどを利用することがあったのか、その辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

総務部次長

担当主幹がいませんけれども、今回の地震につきまして、すぐ緊急対策室を立ち上げまして、その日にF M小樽とのやりとりをして、情報交換するのに、時間等の関係ありますけれども、それによって市内に情報を提供されているというふうに考えているところです。また、定期的に防災業務、あるいは消防がやったり、防災担当がやったりしております。

大橋委員

実際にテレビだとかラジオ等の地震情報の場合に、小樽の被害が少なかったということもあるのですが、ほとんど小樽のニュースが流れなかったのです。それで、F M小樽をたまたま聞いていたのですけれども、F M小樽の場合には適時流していたのかと思うのですが、ただ、実際にこの防災計画事業について、F M小樽を今までも定期的に利用してきたのですが、市民の方々にF M小樽を聞けば、こういうときにわかるのだよというPRがほとんどされていないように思うのですが、その辺いかがでしょうか。

総務部次長

定期的に日にちを決めて、担当の方でF M小樽とやりとりしていただいております。確かに、そのF M小樽でどういう情報が聞けるのか、その辺の周知はほとんどしていなかったというふうに思います。

大橋委員

それでは、質問を変えます。

観光物産プラザの利用法について

今度は、ページ33です。これは、会計決算説明書は49ページです。観光物産プラザの使用料について出ております。それで、多目的ギャラリーが76件で125万9,320円の使用料が上がっているのですが、三番庫と言われるところの使用の問題だと思っていますけれども、これはどのようなことに使うのですか。

(経済)商業労政課長

催物だとか、講演会、あと催物につきましては、物産の販売だとか、そういったような形で利用されているとい

う状況にあります。

大橋委員

多目的ギャラリーですから、非常に言葉がよくて、何に使ってもいいようにできているのですが、洋服の販売だとか、それから個人の絵の展示、それから陶器類だとか、かなり使用状況がばらけているという部分があります。それで、あそこの、小樽倉庫全体の利用を考えたときに、もっと高度の情報化新企業にしろだとか、いろいろな論議がなされました。その中から、半分は博物館という形で使っていて、それを非常によかったと思いますけれども、ただ非常にギャラリーの使用状況を見ていますと、小樽の中心部で観光客がいろいろ来る、その中で、そのときそのとき、ばらけた形で使っているということはもったいないし、また、もうちょっとこれから考えていかなければならない問題だと思いますけれども、内部でその辺については議論されていますでしょうか。

経済部長

実は、観光物産プラザそのものが従前の商業、物産という中心から、今、どちらかといいますと、後志観光の拠点的な位置づけの中で、現在見てもらえばおわかりのとおり、後志関係のパンフレットやいろいろなものをそろえて展開をしております。そういったものに加えて、実は昨年、銀行協会の方から多額の寄付をいただきまして、あの三番庫に音響のセットだとか、あるいは映画関係を映せるような機械類、実は何百万円単位で整備をいたしました。そういった意味では、小樽観光の一つの拠点という位置づけの中で、今後あの場所を使っていくという、そんな議論も、今、進めておりますので、少しずつ位置づけを変えながら、どう展開していくかというような議論をさせていただいています。

大橋委員

鳥獣捕獲について

それでは、今度は36ページです。ここに4番に鳥獣関係、有害鳥獣捕獲申請というのがあります。カラスが2,050羽、タヌキが52頭、キツネ94、シカ9になるのですが、これについては、なぜカラス、キツネ、タヌキ、シカが有害鳥獣なのかについて、わかりますか。

(経済)多賀副参事

なぜ有害鳥獣であるか、動物園等々で飼っている分にはよろしいわけなのですが、私どもの押さえは、このキツネ、タヌキ、最近ではアライグマもそうなのですが、まず一つに、国の指定の動物になっているという部分もありますし、直接的に農業地域に繁殖期等々に出てまいりまして、農作物に直接の被害を与えるということで、私ども小樽市としましては、猟友会と組みながら、駆除に当たっているということでもあります。

大橋委員

意地悪な聞き方をします。カラスは農作物とかの被害には関係ないと思います。カラスはどうなのですか。

(経済)多賀副参事

カラスはまた、別です。

大橋委員

質問通告していないので、私から申し上げます。カラスは全国どこでもそうですけれども、ごみを荒らしたり、それから人をつついたり、そういうことで全国で嫌われて、特に公共団体がやっていると思うのですが、

実は、ここにシカが5件で9頭というのがあって、これ一つびっくりしたのです。それで、シカは農作物だと思いますが、キツネについてはエキノコックスが問題になります。それから、タヌキは何が問題になっているのかよくわからないのですが、一つは、まずタヌキにもエキノコックスがあるのかどうかということについては、どうなのでしょう。

保健所長

エキノコックスに関しては、いろいろな調査をしておりますけれども、タヌキに関しては、私は今のところ知識



を持っておりません。

大橋委員

小樽にとって、キツネの駆除はエキノコックスの件で非常に重大な案件なのです。それで、キツネを大分とったという話と、キツネが減ったということは実感しているのですけれども、ただ、ここにキツネが94頭とられて、タヌキが52頭とられているという。つまり皆さんもいろいろなところ歩いているとよくわかるのですけれども、キツネに会うことはしょっちゅうありますけれども、タヌキに会うということはめったにありません。それから、タヌキの害といっても、それほど農作物とかいろいろなところで、農家の人、タヌキに食われたのかなということを言う方もいますけれども、生息数からいって、そんなにタヌキの被害の比率が多いと思えないのですよね。それなのに、今回の捕獲数がキツネ94頭で、タヌキ52頭というのは、明快にタヌキというものに対して、どんどん生息数を減らす方向で小樽市はやっている、そういう感じがするのです。たまたまけっきょくキツネよりもタヌキが頭悪くて捕まったのかもしれないのですが、委員長は、猟友会の関係でプロですが、この有害捕獲申請という形で、ただ捕まえればいいのかと、そういう程度でやっているのではないかという感じもあるものですから、お尋ねしたわけです。

(経済)多賀副参事

私どもむやみやたらに委託の中で、猟友会の小樽支部に頼んでいるわけではございません。具体的に農業経営者の中から、具体的に私どもの担当係長なり、担当者が鳥獣保護員と同席しながら、農業の被害を確認し、小樽市が出せる許可であれば市長の判断をいただき、そしてまた、知事の許可をもらう部分もあるわけですし、決して、今、数字的に申して、キツネが確かにタヌキより多いわけなのですけれども、タヌキを多くとりすぎる、生息数を減らしているのではないかと、これはなかなか専門なお話で、私どもも今、資料等ございませんので、明確な答弁というのはできないわけなのです。結果的に申せば、実際、農業経営者が生産物の非常な減少につながる部分につきまして、鳥獣保護員とそれから北海道後志支庁とも相談しながら、頭数の制限があるわけなので、その範囲内、期間内でやっているということで、ご理解いただきたいと思います。

大橋委員

まず副参事にはいきなりややこしい質問をしたことを申しわけないと思っています。ただ、実際問題として、このキツネとタヌキのバランスの問題というのは、小樽の自然保護の部分から、捕まえる方々に少し聞いてみて、やっていただきたいなというように思いますので、その点よろしくお願いします。

ふれあいバス事業について

質問を変えます。69ページ、ふれあいバス事業です。これは質問すると大変な説明になると思いますけれども、簡単に数字だけ聞きます。数字といたしましても、実はここに、69ページに出ていたのが、登録者数が2万1,790人という形だけで出ているのです。それで、今、問題になってきているのが、けっきょく中央バスの方から、膨大な人数が乗っているよと。中央バスもその人数を把握をしているよという問題が一つあります。それともう一つの部分は、2万1,790人、要は全員に交付しているわけですから、実際にけっきょく何人の方が使用しているのか、そして実際にその使用した方が、中央バスの言う数字で、実際に乗っていたら、何回利用しているのか、そのところを詰めていかないと、見直しの論議、利用者負担を求める部分も出てこないというふうに思っているのですが、その辺については、ある程度の数字の押さえというのはあるのでしょうか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

数字の実際にどのくらい乗っているかという部分については、実際に中央バスの方で、2月と6月に3日間程度、それぞれカウントしてございます。それを年平均に直して何回と、おおよそ何人ということでカウントしてございます。それから、小樽市の方でも平成12年にアンケート調査を実施しまして、その中で、平均年間1人277回という回数が出ておりますので、これらを勘案しますと、約1回200円と換算しますと、約10億円ぐらいになります。中央

バスの方もほぼ10億円ということで、それぞれその辺の数字については、一致しているところでございます。

大橋委員

今の質問の中で、2万1,790人に交付していて、それでその方々の中から、何人が利用しているというのは押さえていないでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

交付者数は押さえてございますけれども、実際にどれだけ乗られているのかという実数については、把握できておりません。

大橋委員

高齢者の方々からも、乗っていない人にも交付しているのだからとか、そういうような部分で数字に対する不信感というか、そういうものもありますので、その部分については、交付した中で、実際に使っている方がどのくらいいるのか、そういう数字は押さえていただきたいなと思います。

福祉部長

今の関係でございますけれども、対象者は2万7,900人で2万1,790人に交付しているということでございまして、平成12年の調査で実際に使っていない方もいらっしゃいますし、相当利用者も多いと。そういう使っている、使っていない、ならしまして、一応平均した数字が、先ほど課長から答弁した数字でございますので、使っていない方も全部ならしてでございますので、その点ご理解いただきたいというふうに思います。

大橋委員

給食サービス事業について

71ページに行きます。これは6番、独居老人給食サービス事業についてお尋ねします。これ6,978人で、予算上183万2,350円となっています。これにつきまして、伸び悩んでいるのですが、どういうふうに見ていらっしゃいますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

大橋委員がおっしゃいますように、確かに方向としては伸び悩んでいるという状況でございます。その主な要因は、要は今のサービスの手法が町内会単位でやっているという状況がございまして、その町内会の中でも、ボランティアという部分を活用してやっているという実態でございます。そういった状況の中で、今、実際にこの町内会のされている方も、だんだん高齢化してきているという状況の中で、なかなか地域の拡大、あるいはその地域の中でもそれぞれ拡大していくというところが、なかなか難しいという実態になってございます。

大橋委員

また、これ1食260円という形になっているけれども、配るという部分では伸び悩んでいますよね。ただ各町会なんかで独居老人の方を招待して昼食会とかそういうことなんかが、だんだん増えてきているように思っています。つまり家に届けるという形態だけではなくて、皆さんに町内会館だとか、そういうところに来ていただいて、一緒にご飯を食べましょうという形も、これが伸び悩んでいる部分を考えて、一つの方策なのかなという感じもするのですが、そういう方面に、けっきょくみんなが集まったときにこの食事を使うということは、不可能なのですか。

(福祉) 高齢社会対策室長

給食サービスでございますけれども、現在、社協に委託をしてやってございますが、今、大橋委員がおっしゃいましたとおり、この給食サービスの中で、年1回、関係者、つまり利用者、社協の職員、ボランティアの方、町内会、こういった方で年に1回、会食会もやっている状況でございます。その中で、ボランティアの方の悩みだとか、あるいは利用者の方々の希望だとか、そういったものも聞いている状況でございます。

委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。